

訴 状

2024年1月23日

大阪地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 江 村 智 禎 (主任)

弁護士 坂 本 団

弁護士 宇 野 裕 明

弁護士 川 崎 真 陽

弁護士 金 子 武 嗣

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満4-2-2 ODI法律ビル501

原 告 小 田 幸 児

〒 _____

原 告 今 西 憲 之

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所（送達場所）

原告ら訴訟代理人弁護士 江 村 智 禎

電話06-6363-3310

FAX06-6363-3320

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル9階

大川・村松・坂本法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 坂 本 団

電話06-6361-0309

FAX06-6361-0520

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満3-14-6 センチュリー西天満5B

ゼラス法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 宇 野 裕 明

電話06-6316-3100

FAX06-6316-3101

〒576-0016

大阪府交野市星田5-12-2 SNサンライズ403号

星田かささぎ法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 川 崎 真 陽

電話072-892-9377

FAX072-892-9378

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル別館9階

金子・中・森本法律特許事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 金子 武 嗣

電話06-6364-6411

FAX06-6364-6410

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者兼処分行政庁 法 務 大 臣

小 泉 龍 司

処 分 行 政 庁 東 京 矯 正 管 区 長

松 村 憲 一

処 分 行 政 庁 大 阪 矯 正 管 区 長

江 頭 和 人

死刑執行情報公開請求事件

訴訟物の価格 金 160万円

貼用印紙額 金 1万3000円

(添付書類)

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲号証 | 各1通 |
| 2 証拠説明書 | 6通 |
| 3 訴訟委任状 | 2通 |

(目次)

請求の趣旨	7
請求の原因	10
第1 当事者	10
1 原告	10
2 処分行政庁	10
第2 本件開示を求める文書	10
1 対象となる死刑確定者	10
2 死刑執行にかかる文書の存在	11
第3 日本における死刑（絞首刑）の問題点	11
1 日本の死刑制度の問題点	11
2 現在、裁判所で係争中であること	11
3 被告が絞首刑について情報公開を拒否していること	12
第4 日本における死刑執行の非公開	13
1 死刑執行の執行者数	13
2 死刑執行の情報公開	16
3 死刑の是非について（被告国の姿勢のおかしさ）	16

第5	死刑情報の公開.....	17
1	アメリカ合衆国の死刑存置州における死刑執行の公開.....	17
2	日本における死刑執行の手続.....	35
3	日本における死刑執行の立会い.....	36
4	日本の死刑情報非公開の問題性の指摘.....	37
5	海外からの問題性の指摘.....	40
6	死刑執行の状況を知る最後の手立て.....	44
第6	本件情報公開について.....	44
1	原告らの情報公開請求の目的.....	44
2	本件開示を求める文書.....	44
3	原告らの情報公開請求.....	51
4	処分庁の処分.....	53
第7	原告らの請求権.....	54
1	死刑執行が適法・適正になされたかの情報を得る権利.....	54
2	死刑（絞首刑）を時代と環境の中で検証する（問い直す）権利.....	54
3	市民が死刑の実態を知る権利.....	55
4	アメリカでの情報公開の権利.....	55

5	日本における制度的保障	56
第8	不開示の理由.....	57
1	川中、永山及び藤波の死刑執行にかかる文書の不開示理由	57
2	久間、松本及び岡本の死刑執行にかかる文書の不開示理由	57
第9	不開示の理由がないこと	58
1	川中、永山及び藤波の死刑執行にかかる文書について不開示理由がないこと	58
2	久間、松本及び岡本の死刑執行にかかる文書について一部不開示の理由がないこと	61
3	川中、永山及び藤波の執行記録も開示されるべきこと.....	67
第10	開示決定の義務付けについて	67
第11	まとめ.....	68
文書目録第1	69
文書目録第2	73

請求の趣旨

第1 川中鉄夫にかかる文書開示について

1 法務大臣

- (1) 法務大臣が、原告らに対し、令和5年8月10日付でした別紙文書目録第1の1記載の各行政文書を不開示とした決定を取り消す。
- (2) 法務大臣は、原告らに対し、別紙文書目録第2の1記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

2 大阪矯正管区長

- (1) 大阪矯正管区長が、原告らに対し、令和5年7月25日付でした別紙文書目録第1の2記載の各行政文書を不開示とした決定を取り消す。
- (2) 大阪矯正管区長は、原告らに対し、別紙文書目録第2の2記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

第2 永山則夫にかかる文書開示について

1 法務大臣

- (1) 法務大臣が、原告らに対し、令和5年8月10日付でした別紙文書目録第1の3記載の各行政文書を不開示とした決定を取り消す。
- (2) 法務大臣は、原告らに対し、別紙文書目録第2の3記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

2 東京矯正管区長

- (1) 東京矯正管区長が、原告らに対し、令和5年7月31日付でした別紙文書目録第1の4記載の各行政文書を不開示とした決定を取り消す。
- (2) 東京矯正管区長は、原告らに対し、別紙文書目録第2の4記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

第3 藤波芳夫にかかる文書開示について

1 法務大臣

- (1) 法務大臣が、原告らに対し、令和5年8月10日付でした別紙文書目録第1の5記載の各行政文書を不開示とした決定を取り消す。
- (2) 法務大臣は、原告らに対し、別紙文書目録第2の5記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

2 東京矯正管区長

- (1) 東京矯正管区長が、原告らに対し、令和5年7月31日付でした別紙文書目録第1の6記載の各行政文書を不開示とした決定を取り消す。
- (2) 東京矯正管区長は、原告らに対し、別紙文書目録第2の6記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

第4 久間三千年にかかる文書開示について

1 法務大臣

- (1) 法務大臣が、原告らに対し、令和5年8月25日付でした別紙文書目録第1の7記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の7記載の不開示部分を不開示とした部分を取り消す。
- (2) 法務大臣は、原告らに対し、別紙文書目録第2の7記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

第5 麻原彰晃こと松本智津夫にかかる文書開示について

1 法務大臣

- (1) 法務大臣が、原告らに対し、
 - ア 令和5年8月3日付でした別紙文書目録第1の8記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の8記載の不開示部分を不開示とした部分
 - イ 令和5年9月4日付でした別紙文書目録第1の9記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の9記載の不開示部分を不開示とした部分をいずれも取り消す。
- (2) 法務大臣は、原告らに対し、別紙文書目録第2の8及び9記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

2 東京矯正管区長

- (1) 東京矯正管区長が、原告らに対し、令和5年9月1日付でした別紙文書目録第1の10記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の10記載の不開示部分を不開示とした部分を取り消す。
- (2) 東京矯正管区長は、原告らに対し、別紙文書目録第2の10記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

第6 岡本啓三（旧姓「河村」）にかかる文書開示について

1 法務大臣

- (1) 法務大臣が、原告らに対し、
 - ア 令和5年8月3日付でした別紙文書目録第1の11記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の11記載の不開示部分を不開示とした部分
 - イ 令和5年9月4日付でした別紙文書目録第1の12記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の12記載の不開示部分を不開示とした部分をいずれも取り消す。

(2) 法務大臣は、原告らに対し、別紙文書目録第2の11及び12記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

2 大阪矯正管区長

(1) 大阪矯正管区長が、原告らに対し、令和5年8月25日付でした別紙文書目録第1の13記載の各行政文書についての部分開示決定のうち、別紙文書目録第2の13記載の不開示部分を不開示とした部分を取り消す。

(2) 大阪矯正管区長は、原告らに対し、別紙文書目録第2の13記載の各行政文書を開示する旨の決定をせよ。

第7 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

本件は、日本における死刑執行の状況を明らかにするための情報公開請求である。

日本においては、死刑執行は、絞首して執行すると定められている（刑法11条）。この日本の絞首刑、そしてそれを中核とする死刑執行手続には大きな問題があるとされている。

ところが、わが国の死刑執行の情報はほとんど公開されていない。そのため、問題とされる死刑執行（絞首刑）が、法に基づき適正、適法になされているのか、また、現状においてそれが「残虐な刑罰」ではないのかを検証することはできない。そして、死刑執行の実態を市民に広く知らせることもできない。

それゆえ、死刑を専門とする研究者である弁護士と、死刑を取材してきたジャーナリストが、これまでの後記の著名な事件について、死刑の実態を明らかにするために、死刑執行にかかる行政文書の開示を求めて本件訴訟を提起するものである。

第1 当事者

1 原告

- (1) 原告小田幸児（以下「原告小田」という）は、大阪弁護士会所属の弁護士であり、立命館大学法科大学院教授（刑事法）を兼務している。また、岡本（旧姓河村）啓三の再審請求弁護人であり、2023年4月から2025年まで大阪拘置所の視察委員会委員であった者である。
- (2) 原告今西憲之（以下「原告今西」という）は、フリーのジャーナリストであり、週刊朝日などに記事等を執筆・寄稿しており、村木厚子事件や、福島第1原発事故の取材、死刑事件の取材などで活動している。

2 処分行政庁

各処分行政庁は、後記（第2）の本件開示を求める死刑確定者6名の死刑執行にかかる文書を保持し、保管する者である。

第2 本件開示を求める文書

1 対象となる死刑確定者

原告らが開示を求めた文書の対象となる死刑確定者、その執行日及び執行場所は、以下のとおりである。

- ① 川中鉄夫（1993年3月26日執行、大阪拘置所）（以下「川中」という）
- ② 永山則夫（1997年8月1日執行、東京拘置所）（以下「永山」という）
- ③ 藤波芳夫（2006年12月25日執行、東京拘置所）（以下「藤波」という）
- ④ 久間三千年（2008年10月28日執行、福岡拘置所）（以下「久間」という）
- ⑤ 麻原彰晃こと松本智津夫（2018年7月6日執行、東京拘置所）（以下「松本」という）

⑥ 岡本（旧姓河村）啓三（2018年12月27日執行、大阪拘置所）（以下「岡本」という）

2 死刑執行にかかる文書の存在

(1) 法務大臣は、本件開示を求める死刑確定者6名すべての死刑執行にかかる以下の文書を保持し、保管する者である。

死刑執行上申書

死刑執行に関する決裁文書

死刑執行命令書

死刑執行報告書

(2) 東京矯正管区長は、本件開示を求める永山、松本及び藤波の死刑執行にかかる以下の文書を所持し、保管する者である。

死刑執行指揮書

死刑執行速報

(3) 大阪矯正管区長は、本件開示を求める川中及び岡本の死刑執行にかかる以下の文書を所持し、保管する者である。

死刑執行指揮書

死刑執行速報

(4) 福岡矯正管区長は、本件開示を求める久間の死刑執行にかかる以下の文書を所持し、保管する者である。

死刑執行指揮書

死刑執行速報

(5) 上記の死刑執行指揮書及び死刑執行速報に関連して、各矯正管区ないし各拘置所内で作成された稟議書、議事録、検討内容の報告書が存在している。

第3 日本における死刑（絞首刑）の問題点

1 日本の死刑制度の問題点

日本の死刑制度には大きな問題点がある。主要な問題点は以下のとおりである。

① 死刑は絞首刑でなされるが、この執行方法が残虐な刑罰にあたり、違法（違憲）ではないか。

② 死刑は、死刑執行当日の朝、初めて告知され、約2時間後に執行されているが、これは死刑確定者の権利を侵害するのではないか。

③ 死刑確定者が再審を請求しているのに、判断権のない法務大臣が、死刑を執行することは違法ではないか。

2 現在、裁判所で係争中であること

これら①から③の問題点は、現在、以下のとおり、司法の場で争われている。

① 大阪地裁（第2民事部）令和4年（行ウ）第169号 絞首刑差止等請求事件

死刑確定者が原告となり、絞首刑は残虐な刑罰であり、非人道的、品位を傷つけるもので、憲法36条に違反し、国際人権自由権規約6条、7条に違反し、憲法13条の人間の尊厳を損なうもので違法であるという理由で、絞首刑の差止等が請求されている（甲B3）。

② 大阪地裁（第2民事部）令和3年（行ウ）第122号 死刑の執行告知と同日の死刑執行受忍義務不存在確認及び国家賠償請求事件

死刑確定者が原告となり、死刑執行の告知が死刑執行当日になされ、当日（約2時間後）に執行されることは、憲法31条の適正手続に違反し、国際人権自由権規約6条、7条に定める権利を侵害し、憲法13条の人間の尊厳を損なうものであり、違法であるという理由で、即日告知・即日執行による死刑執行の受忍義務のないことの確認（公法上の義務確認）と損害賠償が請求されている（甲B4）。

③ 大阪地裁（第19民事部）令和2年（ワ）第12340号 再審請求中の死刑執行国家賠償請求事件

再審請求の弁護人が原告となり、再審請求中の死刑執行するのは憲法32条に違反し、国際人権自由権規約6条、7条に違反するもので、弁護人の弁護権を侵害したとして損害賠償を求めている（甲B5）。

このように、日本の死刑執行について、数々の法的問題点が指摘され、司法の場で争われている。

3 被告が絞首刑について情報公開を拒否していること

前項①の訴訟は、絞首刑の残虐性（憲法36条）が争われている。

76年前に死刑を合憲とした昭和23年3月12日最高裁大法廷判決（刑集2巻3号191頁）は

「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちで最も冷厳な刑罰であり、またまことにやむを得ざるに出ざる窮極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである。・・・・・・・・

されば、各国の刑罰史を顧みれば、死刑の制度及びその運用は、総ての他のものと同様に、常に時代と環境とに応じて変遷があり、流転があり、進化がとげられてきたということが窺い知られる。・・・

憲法第三十一条によれば、国民個人の生命の尊貴といえども、法律の定める適理の手続によって、これを奪う刑罰を科せられることが、明かに定められている。すなわち憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。言葉をかえれば、死刑の威嚇力によって一般予防をなし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根元を絶ち、これをもって社会を防衛せんとしたものであり、また個体に対する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられるのである

.....

すなわち憲法は、現代多数の文化国家におけると同様に、刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。.....しかし死刑は、冒頭にも述べたようにまさに窮極の刑罰であり、また冷厳な刑罰ではあるが、刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない。ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬから、将来若し死刑について火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第三十六条に違反するものというべきである。

としている。絞首刑が「その執行の方法がその時代と環境において人道上の見地から一般に残虐性を有すると認められる場合」には、憲法36条違反となるというのである。最高裁判例によっても、「絞首刑の正当性」の評価と判断のために、「その時代と環境とにおいて人道上の見地からも」、現実の死刑執行の状態が常に明らかにされるべきことになる。

ところが、①の裁判では、被告国は、絞首刑がどのようになされているかの「機序」すら明らかにすることを拒んでいる。

第4 日本における死刑執行の非公開

日本における死刑執行は、数多くなされてきたにもかかわらず、どのようになされているかは非公開とされ、秘密のベールに閉ざされている。

これは被告国の体質的なものである。

1 死刑執行の執行者数

1925年(大正14年)以降の死刑執行者の数は以下のとおりである(甲B1、2)。これらのデータは、行刑統計年報、矯正統計年表、刑事統計年報、検察統計年報等の各種統計に基づく。

1925年(大正14年)	19名
1926年(昭和元年)	29名
1927年(昭和2年)	12名
1928年(昭和3年)	21名
1929年(昭和4年)	13名
1930年(昭和5年)	15名
1931年(昭和6年)	19名
1932年(昭和7年)	22名
1933年(昭和8年)	28名
1934年(昭和9年)	35名
1935年(昭和10年)	14名
1936年(昭和11年)	11名

1937年 (昭和12年)	23名
1938年 (昭和13年)	15名
1939年 (昭和14年)	14名
1940年 (昭和15年)	20名
1941年 (昭和16年)	22名
1942年 (昭和17年)	11名
1943年 (昭和18年)	15名
1944年 (昭和19年)	29名
1945年 (昭和20年)	9名
1946年 (昭和21年)	11名
1947年 (昭和22年)	12名
1948年 (昭和23年)	33名
1949年 (昭和24年)	33名
1950年 (昭和25年)	31名
1951年 (昭和26年)	24名
1952年 (昭和27年)	18名
1953年 (昭和28年)	24名
1954年 (昭和29年)	30名
1955年 (昭和30年)	32名
1956年 (昭和31年)	11名
1957年 (昭和32年)	39名
1958年 (昭和33年)	7名
1959年 (昭和34年)	30名
1960年 (昭和35年)	39名
1961年 (昭和36年)	6名
1962年 (昭和37年)	26名
1963年 (昭和38年)	12名
1964年 (昭和39年)	0名
1965年 (昭和40年)	4名
1966年 (昭和41年)	4名
1967年 (昭和42年)	23名
1968年 (昭和43年)	0名
1969年 (昭和44年)	18名
1970年 (昭和45年)	26名
1971年 (昭和46年)	17名
1972年 (昭和47年)	7名
1973年 (昭和48年)	3名
1974年 (昭和49年)	4名

1975年(昭和50年)	17名
1976年(昭和51年)	12名
1977年(昭和52年)	4名
1978年(昭和53年)	3名
1979年(昭和54年)	1名
1980年(昭和55年)	1名
1981年(昭和56年)	1名
1982年(昭和57年)	1名
1983年(昭和58年)	1名
1984年(昭和59年)	1名
1985年(昭和60年)	3名
1986年(昭和61年)	2名
1987年(昭和62年)	2名
1988年(昭和63年)	2名
1989年(平成元年)	1名
1990年(平成2年)	
～1993年(平成5年)3月まで	0名
1993年(平成5年)	7名
1994年(平成6年)	2名
1995年(平成7年)	6名
1996年(平成8年)	6名
1997年(平成9年)	4名
1998年(平成10年)	6名
1999年(平成11年)	5名
2000年(平成12年)	3名
2001年(平成13年)	2名
2002年(平成14年)	2名
2003年(平成15年)	1名
2004年(平成16年)	2名
2005年(平成17年)	1名
2006年(平成18年)	4名
2007年(平成19年)	9名
2008年(平成20年)	15名
2009年(平成21年)	7名
2010年(平成22年)	2名
2011年(平成23年)	0名
2012年(平成24年)	7名
2013年(平成25年)	8名

2014年（平成26年）	3名
2015年（平成27年）	3名
2016年（平成28年）	3名
2017年（平成29年）	4名
2018年（平成30年）	15名
2019年（平成31年／令和元年）	3名
2020年（令和2年）	0名
2021年（令和3年）	3名
2022年（令和4年）	1名
2023年（令和5年）	0名

（合計1106名）

以上、死刑執行の人数は1106名にのぼる。昭和20年、30年代は執行例が二桁、昭和40年代になってようやく一桁となったものの、毎年、継続的に絞首刑による死刑執行がなされてきた。

2 死刑執行の情報公開

法務省は、かつては年度ごとに作成される統計資料に死刑執行の数を掲載するだけであった。

その後、1998年（平成10）年11月、法務省は執行当日（執行後）に、死刑執行の事実と被執行者の人数だけを公表するようになった。

さらに、その約9年後の2007年（平成19年）10月から、法務省は、死刑執行後、執行を受けた死刑確定者の氏名・生年月日、犯罪事実及び執行場所のみを公開している。

現在まで、法務省が公開している死刑執行の情報は、これだけである。

3 死刑の是非について（被告国の姿勢のおかしさ）

以上のとおり、被告国（法務省）は絞首刑の実態を明らかにせず、市民は死刑（絞首刑）の実態について「目隠し」をされたままの状態におかれている。

ところが、法務省の長である古川禎久法務大臣は、令和4年（2022年）7月26日、加藤智大死刑確定者の執行後の記者会見で、死刑廃止は適当ではないと意見を述べ、記者からの

「国民世論の多数は死刑をやむを得ないと考えていると何度かおっしゃっていると思いますが、それは内閣府が5年ごとに行われている調査のことを想定されておっしゃっているのでしょうか。」

との質問に対し、古川法務大臣は、

「内閣府の世論調査は、大変大きな判断のよりどころとなっています。令和元年11月に実施された内閣府の調査によると「死刑もやむを得ない」とする意見が80.8パーセント、平成26年11月に実施した世論調査の結果では、同意見が80.3パーセントなどとなっています。」（甲B6、令和4年7月26日 古川禎久法務大臣）

と述べ、死刑を維持する理由の大きなよりどころとして、世論調査の結果を援用している。

しかしながら、一方で死刑（絞首刑）情報を一切公開せず、ほとんど市民に情報が与えられていない。情報の提供を拒否しながら、抽象的な「死刑の是非」ということを市民に問うこと、そして不完全な情報のもとでの市民に問うた「死刑の是非」の世論調査の結果を、「金科玉条」として、制度の検討の根拠にすることには問題がある（甲B7、近弁連報告書「日本の死刑制度はどうなっているのかー正しい情報に基づいたオープンな議論をー」84ないし87頁）。

第5 死刑情報の公開

1 アメリカ合衆国の死刑存置州における死刑執行の公開

いわゆる先進国の中で、死刑を執行しているのはアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という）である。

アメリカは、死刑を存置する州（以下「存置州」という）と死刑を廃止した州（以下「廃止州」という）に分かれており、2023年11月現在、廃止が23州、存置は27州（ただし、モラトリウム（＝死刑の執行停止）中が5州）である。

アメリカ連邦政府と軍は死刑を存置しているが、連邦政府はモラトリウム中である。

(1) アメリカの死刑存置州

アメリカの存置州には、2022年1月1日現在2,436人もの死刑確定者がいる（日本の約20倍）。アメリカの死刑確定者の数、各州ごとの内訳は以下のとおりである（甲C1 死刑情報センター調べ（Death Penalty Information Center））。

アメリカ合衆国各州等の死刑確定者の数

(2022. 1. 1現在 合計2436人)

	州	数	
1	カリフォルニア州	692	現在モラトリウム中
2	フロリダ州	330	
3	テキサス州	199	
4	アラバマ州	170	
5	ノースカロライナ州	139	
6	オハイオ州	135	
7	ペンシルベニア州	129	現在モラトリウム中
8	アリゾナ州	117	
9	ネバダ州	65	
10	ルイジアナ州	62	
11	テネシー州	47	
12	オクラホマ州	44	

13	連邦	44	現在モラトリアム中
14	ジョージア州	42	
15	ミシシッピ州	37	
16	サウスカロライナ州	37	
17	アーカンソー州	30	
18	ケンタッキー州	27	
19	オレゴン州	22	現在モラトリアム中
20	ミズーリ州	20	
21	ネブラスカ州	12	
22	カンサス州	9	
23	インディアナ州	8	
24	アイダホ州	8	
25	ユタ州	7	
26	軍隊（合衆国）	4	
27	モンタナ州	2	
28	ニューハンプシャー州	1	
死刑廃止（2019. 5. 30）			
29	サウスダコタ州	1	
30	ワイオミング州	0	

（2）死刑執行の公開

甲南大学法学部の笹倉香奈教授の調査によると、この5年間に死刑執行があった12州（存置州すべてで死刑が日常的に執行されているわけではない）における執行への立会いとその規定は以下のとおりであり、死刑執行は、法的に定められ、すべて執行関係者以外の者の立会いが法的に義務付けられており、「死刑執行そのもの」の公開がなされている（甲C2-1、2）。

1. アラバマ州

AL Code § 15- 18-83	Persons who may be present at execution. (a) The following persons may be present at an execution and none other: (1) The executioner and any persons necessary to assist in conducting the execution. (2) The Commissioner of Corrections or his or her representative. (3) Two physicians, including the prison physician.	執行に立ち会うことができる者 (a) 執行には、次に掲げる者を立ち合わせることができ、それ以外の者を立ち合わせることはできない： (1) 執行官及び執行を補助するために必要な者 (2) 矯正局長又はその代理人 (3) 刑務所医を含む医師 2 名	〈特徴〉 ・精神的アドバイザー、 ・教誨師の立会可能 ・新聞
------------------------------	--	--	---

	<p>(4) The spiritual advisor of the condemned.</p> <p>(5) The chaplain of Holman Prison.</p> <p>(6) Such newspaper reporters as may be admitted by the warden.</p> <p>(7) Any of the relatives or friends of the condemned person that he or she may request, not exceeding six in number.</p> <p>(8) The immediate family of the victim, over the age of 19, not exceeding eight in number and apportioned equally among the victim's immediate family members. If there are fewer than eight total immediate family members of the victim, additional non-immediate family members of the victim, over the age of 19, not to exceed eight total immediate and non-immediate family members.</p> <p>(9) If there are fewer than eight total family members of the deceased victim under subdivision (8), additional immediate family members of a victim, for whose death the inmate is not sentenced to death.</p> <p>(b) No convict shall be permitted by the prison authorities to witness the execution.</p>	<p>(4) 死刑囚の精神的アドバイザー</p> <p>(5) ホルマン刑務所の教誨師</p> <p>(6) 刑務所長が認める新聞記者</p> <p>(7) 死刑確定者の親族又は友人で確定者が希望する者6人以内</p> <p>(8) 8人を超えない19歳以上の被害者の直系の親族。被害者の直系の親族間で均等に配分されなければならない。被害者の直系の親族が合計8人に満たない場合は、19歳以上の被害者の非直系の家族が追加され、直系親族と非直系親族は総じて8人を超えないものとする。</p> <p>(9) 第8号に規定する死亡した被害者の直系親族が合計8人未満である場合には、死刑確定者がその殺害について死刑の言渡しを受けていない被害者の直系親族を追加する。</p> <p>(b) 受刑者は、執行に立ち会うことを刑務所当局から許可されない。</p>	<p>記者可能(人数制限なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死刑確定者の希望による親族・友人6名以内 ・被害者の親族8名以内 ・受刑者の立会不可
--	---	--	---

2. アリゾナ州

<p>AZRev Stat § 13-758</p>	<p>Persons present at execution of sentence of death; limitation</p> <p>The director of the state department of corrections or the director's designee shall be present at the execution of all death sentences and shall invite the attorney general and</p>	<p>死刑執行立会人とその制限</p> <p>州矯正局長または矯正局長が指名する者はすべての死刑判決の執行に立ち会い、州検事総長および矯正局長が指名する少なくとも12名の名誉ある市民を死刑執行に立ち</p>	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州検事総長・矯正局長が指名する12名の市民が立会
----------------------------	---	---	---

	<p>at least twelve reputable citizens of the director's selection to be present at the execution. The director shall, at the request of the defendant, permit clergymen, not exceeding two, whom the defendant names and any persons, relatives or friends, not exceeding five, to be present at the execution. The director may invite peace officers as the director deems expedient to witness the execution. No persons other than those set forth in this section shall be present at the execution nor shall any minor be allowed to witness the execution.</p>	<p>会わせなければならない。矯正局長は、死刑確定者の要請があるときは、被告人が指名する2名を超えない聖職者、および5名を超えない親族または友人を死刑執行に立ち合わせることができるものとする。所長は、所長が適当と認める保安官を執行に立ち合わせることができる。執行には、本条に定める者以外の者を立ち合わせてはならず、未成年者を執行に立ち合わせてはならない。</p>	<p>い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死刑確定者の要請あるときは2名を超えない聖職者、5名を超えない友人 ・保安官 ・未成年不可
--	---	---	---

3. フロリダ州

<p>FLStat § 922.11</p>	<p>922.11 Regulation of execution. – (1) The warden of the state prison or a deputy designated by him or her shall be present at the execution. The warden shall set the day for execution within the week designated by the Governor in the warrant. (2) Twelve citizens selected by the warden shall witness the execution. A qualified physician shall be present and announce when death has been inflicted. Counsel for the convicted person and ministers of religion requested by the convicted person may be present. Representatives of news media may be present under rules approved by the Secretary of Corrections. All other persons,</p>	<p>922.11 執行のルール (1) 死刑の執行には、州刑務所の所長又はその指名する副所長が立ち会う。所長は、執行令状において知事が指定した週のうちで執行の日を定めなければならない。 (2) 執行には、所長が指名する12名の市民が立ち会う。資格を有する医師が立ち会い、死刑が執行されたことを告げなければならない。有罪判決者の弁護士および有罪判決を受けた者が要請した宗教の聖職者は、立ち会うことができる。報道機関の代表者は、矯正局長が認めた規則のもとで立ち会うことができる。死刑の執行中は、刑務官及び矯正官を除く他のすべての者は、立ち会うことができない。</p>	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑務所長が指名する12名の市民 ・死刑確定者の弁護士、聖職者 ・報道機関の代表者
------------------------	---	--	---

	except prison officers and correctional officers, shall be excluded during the execution.		
--	---	--	--

4. ジョージア州

GA Code § 17-10-41 (2022)	<p>§ 17-10-41. Persons Required to Be Present at Executions</p> <p>There shall be present at the execution of a convicted person the superintendent of the state correctional institution or a deputy superintendent thereof, at least three executioners, two physicians to determine when death supervenes, and other correctional officers, assistants, technicians, and witnesses as determined by the commissioner of corrections. In addition, the convicted person may request the presence of his or her counsel, a member of the clergy, and a reasonable number of relatives and friends, provided that the total number of witnesses appearing at the request of the convicted person shall be determined by the commissioner of corrections.</p>	<p>有罪判決を受けた者の死刑執行には、州矯正施設の長又はその副長、少なくとも3名の執行官、死亡の経過を判定する2名の医師、その他矯正局長が定める刑務官、助手、技師及び証人を立ち合わせなければならない。有罪判決を受けた者は、自らの弁護士、聖職者1名、そして相当数の親族及び友人の出席を要請することができる。ただし、有罪判決を受けた者の要請により出頭する証人の総数は、矯正局長が決定する。</p>	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定者の弁護士、聖職者1名、相当数の親族及び友人
---------------------------------	--	---	--

5. ミシシッピ州

MS Code § 99-19-55	<p>2. When a person is sentenced to suffer death in the manner provided by law, it shall be the duty of the clerk of the court to deliver forthwith to the Commissioner of Corrections a warrant for the execution of the condemned person. It shall be the duty of the</p>	<p>法律の定める方法により死刑の判決を受けた者があるときは、裁判所書記官は、死刑確定者の死刑執行令状を直ちに矯正局長に交付する義務を負う。矯正局長は、執行の期日を直ちに州執行官に通知する義務を負い、州執行官又はその身体に障害がある場合には、書面によりその代理を命ぜられた者は</p>	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死刑執行の行われる郡の保安官 ・ 検視官 ・ 8人以内の真正
-----------------------	---	--	--

<p>commissioner forthwith to notify the State Executioner of the date of the execution and it shall be the duty of the said State Executioner, or any person deputized by him in writing, in the event of his physical disability, as hereinafter provided, to be present at such execution, to perform the same, and have general supervision over said execution. In addition to the above designated persons, the Commissioner of Corrections shall secure the presence at such execution of the sheriff, or his deputy, of the county of conviction, at least one (1) but not more than two (2) physicians or the county coroner where the execution takes place, and bona fide members of the press, not to exceed eight (8) in number, and at the request of the condemned, such ministers of the gospel, not exceeding two (2), as said condemned person shall name. The Commissioner of Corrections shall also name to be present at the execution such officers or guards as may be deemed by him to be necessary to insure proper security. No other persons shall be permitted to witness the execution, except the commissioner may permit two (2) members of the condemned person's immediate family as witnesses, if they so request and two (2) members of the victim's immediate family as witnesses, if they so request. Provided further,</p>	<p>その執行に立ち会い、その執行を全面的に監督する義務を負う。上記で指定された者に加えて、矯正局長は、死刑執行の行われる郡の保安官又はその代理人、少なくとも1人以上2人以下の医師、死刑執行の行われる郡の検視官、及び8人を超えない真正な報道関係者、並びに死刑確定者の要請により、当該死刑確定者が指名する2人を超えない牧師の死刑執行への立ち会いを確保しなければならない。矯正局長は、適切な安全を確保するために必要と認める職員又は看守を死刑執行に立ち合わせなければならない。その他の者は執行に立ち会えないが、局長は、死刑確定者の近親者が請求したときはその者2名を、また、被害者の近親者が請求したときはその者2名を、立会人として認めることができる。</p> <p>知事は、正当な理由があるときは、善良で名声のある人物をさらに2名執行に立ち合わせるができる。執行中は、何人も、写真その他いかなる種類の記録を行ってはならない。保安官または保安官代理が、出席するよう正当な通告を受けた後に不在であっても、執行を遅らせることはできない。</p>	<p>な報道関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死刑確定者が指名する2名以内の牧師 ・死刑確定者の近親者2名以内 ・被害者の近親者2名以内 ・一般市民2名
---	---	---

	<p>that the Governor may, for good cause shown, permit two (2) additional persons of good and reputable character to witness an execution. No person shall be allowed to take photographs or other recordings of any type during the execution. The absence of the sheriff, or deputy, after due notice to attend, shall not delay the execution.</p>		
--	---	--	--

6. ミズーリ州

<p>MORevStat § 546.740</p>	<p>546.740. Execution, witnesses. - The chief administrative officer of the correctional center, or his duly appointed representative shall be present at the execution and the director of the department of corrections shall invite the presence of the attorney general of the state, and at least eight reputable citizens, to be selected by him; and he shall at the request of the defendant, permit such clergy or religious leaders, not exceeding two, as the defendant may name, and any person, other than another incarcerated offender, relatives or friends, not to exceed five, to be present at the execution, together with such peace officers as he may think expedient, to witness the execution; but no person under twenty-one years of age shall be allowed to witness the execution.</p>	<p>546.740. 執行、立会人 刑務所の最高管理責任者または正当に任命されたその代理人は執行に立ち会うものとし、矯正局長は、州検事総長およびその選任する少なくとも8名の名声ある市民の出席を求めるものとする。矯正局長はまた、執行に立ち会うべきと考える保安警察官のほか、死刑確定者の請求があれば、確定者が指名する2名を超えない聖職者または宗教指導者、および5名を超えない（他の収監中の受刑者を除く）親族または友人以外が執行に立ち会うことを許可することができる。ただし、21歳未満の者は執行に立ち会うことができない。</p>	<p>〈特徴〉 ・少なくとも8名の市民 ・確定者が指名する聖職者2名以内 ・確定者の親族または友人5名以内</p>
----------------------------	--	---	--

--	--	--	--

7. ネブラスカ州

<p>NEREVST § 83-970</p>	<p>Besides the Director of Correctional Services and those persons required to be present under the execution protocol, the following persons, and no others, except as provided in section 83-971, may be present at the execution: (1) The member of the clergy in attendance upon the convicted person; (2) no more than three persons selected by the convicted person; (3) no more than three persons representing the victim or victims of the crime; and (4) such other persons, not exceeding six in number, as the director may designate. At least two persons designated by the director shall be professional members of the Nebraska news media.</p>	<p>矯正局長及び死刑執行議定書（プロトコル）によって立会いが必要とされる者以外については、第83-971条に規定する場合及び次の各号に掲げる以外の何者も死刑執行には立ち会うことができない： (1) 死刑確定者に付き添う聖職者； (2) 死刑確定者が選んだ3人以内の者； (3) 被害者の代理人3人以内； (4) その他矯正局長が指名する6名以内の者。局長が指名する者のうち少なくとも2名は、ネブラスカ州報道機関のメンバーでなければならない。</p>	<p>〈特徴〉 ・聖職者 ・死刑確定者が選んだもの3名以内 ・被害者の代理人3名以内 ・その他の者（うち2名は報道記者）</p>
-----------------------------	---	---	--

8. オハイオ州

<p>OH RevCode § 2949.25</p>	<p>(A) At the execution of a death sentence, only the following persons may be present: (1) The warden of the state correctional institution in which the sentence is executed or a deputy warden, any other person selected by the director of rehabilitation and correction to ensure that the death sentence is executed, any persons necessary to execute the death sentence by lethal injection, and the number of correction officers that the</p>	<p>(A) 死刑の執行には、次に掲げる者のみが立ち会うことができる： (1) 死刑執行場所たる州矯正施設の所長または副所長、死刑の執行を確実にするために矯正局長が選任したその他の者、致死注射による死刑の執行に必要な者、および所長が必要と考える数の刑務</p>	<p>〈特徴〉 ・保安官 ・聖職者 ・死刑確定者が指名する者3名以内 ・被害者の近親者が指名する3名以</p>
---	---	---	---

	<p>warden thinks necessary;</p> <p>(2) The sheriff of the county in which the prisoner was tried and convicted;</p> <p>(3) The director of rehabilitation and correction, or the director's agent;</p> <p>(4) Physicians of the state correctional institution in which the sentence is executed;</p> <p>(5) The clergyperson in attendance upon the prisoner, and not more than three other persons, to be designated by the prisoner, who are not confined in any state institution;</p> <p>(6) Not more than three persons to be designated by the immediate family of the victim;</p> <p>(7) Representatives of the news media as authorized by the director of rehabilitation and correction.</p> <p>(B) The director shall authorize at least one representative of a newspaper, at least one representative of a television station, and at least one representative of a radio station to be present at the execution of the sentence under division (A) (7) of this section.</p>	<p>官；</p> <p>(2) 確定者が公判を受け、有罪判決を受けた郡の保安官；</p> <p>(3) 矯正局長または局長の代理人；</p> <p>(4) 刑が執行される州矯正施設所属の医師ら；</p> <p>(5) 死刑確定者に付き添う聖職者及び死刑確定者が指名するその他3人以内の者であって、いかなる州施設にも収容されていないもの；</p> <p>(6) 被害者の近親者が指名する3名以内の者；</p> <p>(7) 矯正局長が許可した報道機関の代表者ら。</p> <p>(B) 所長は、本条(A)(7)に基づく刑の執行に、新聞社の代表者少なくとも1名、テレビ局の代表者少なくとも1名、およびラジオ局の代表者少なくとも1名が立ち会うことを許可しなければならない。</p>	<p>内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関の代表者（新聞、テレビ、ラジオからそれぞれ1名）
--	---	--	--

9. オクラホマ州

<p>OK Stat § 1015</p>	<p>B. The judgment of execution shall take place under the authority of the Director of the Department of Corrections and the warden must be present along with other necessary prison and corrections officials to carry out the execution. The warden must invite the presence of a</p>	<p>B. 死刑執行の判決は、矯正局長の権限の下で行われるものとし、所長は、死刑を執行するために必要な他の刑務所および矯正局の職員とともに立ち会わなければならない。所長は、死刑執行に立ち会わせるために、医師、犯罪が発生した郡の地区検事またはその指名す</p>	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署長その他 の捜査官 ・確定者の選んだ2名以内の聖職者
-----------------------	---	---	--

<p>physician and the district attorney of the county in which the crime occurred or a designee, the judge who presided at the trial issuing the sentence of death, the chief of police of the municipality in which the crime occurred, if applicable, and lead law enforcement officials of any state, county or local law enforcement agency who investigated the crime or testified in any court or clemency proceeding related to the crime, including but not limited to the sheriff of the county wherein the conviction was had, to witness the execution; in addition, the Cabinet Secretary of Safety and Security must be invited as well as any other personnel or correctional personnel deemed appropriate and approved by the Director. The warden shall, at the request of the defendant, permit the presence of such ministers chosen by the defendant, not exceeding two, and any persons, relatives or friends, not to exceed five, as the defendant may name; provided, reporters from recognized members of the news media will be admitted upon proper identification, application and approval of the warden. The identity of all persons who participate in or administer the execution process and persons who supply the drugs, medical supplies or medical equipment for the execution shall be confidential and shall not be subject to discovery in any civil</p>	<p>る者、死刑判決を下した裁判を主宰した裁判官、該当者がいる場合には犯罪が発生した自治体の警察署長、有罪判決が下された郡の保安官を含む、当該犯罪に関連して捜査を行い、裁判所の手続または恩赦手続で証言した、州、郡、または地域の法執行機関の主要な法執行官に同席を呼びかけなければならない。さらに、安全保障担当の州官房長官、および矯正局長が適切とみなし承認したその他の職員または矯正職員にも呼びかけなければならない。刑務所長は、死刑確定者の要請があるときには、確定者の選んだ2名以内の聖職者及び被告人が指名する5名以内の者、親族又は友人の同席を許可する。報道機関の記者は、適切な身分証明書、申請書、および所長の承認があれば入場することができる。死刑執行手続に参加または実施するすべての者、および死刑執行のための薬物、医療品または医療器具を提供する者の身元は秘匿されなければならない。民事または刑事手続において開示されてはならない。死刑執行に必要な医薬品、医療品または医療機器の購入は、オクラホマ中央購買法の規定の適用を受けないものとする。</p> <p>C. 被告人が、本州で複数の刑事訴訟手続において死刑を宣告されている場合、または本州と他州で1つ以上の管轄裁判所もしくは連邦において死刑を宣告されている場合、またはそれらの組み合わせに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確定者の選んだ5名以内の親族・友人 ・報道機関の記者（人数制限なし） ・確定者が関係した事件の管轄区域の検察官等 ・被害者遺族、被害者、被害者遺族の支援者等
---	---	--

<p>or criminal proceedings. The purchase of drugs, medical supplies or medical equipment necessary to carry out the execution shall not be subject to the provisions of The Oklahoma Central Purchasing Act.</p> <p>C. In the event the defendant has been sentenced to death in one or more criminal proceedings in this state, or has been sentenced to death in this state and by one or more courts of competent jurisdiction in another state or pursuant to federal authority, or any combination thereof, and this state has priority to execute the defendant, the warden must invite the prosecuting attorney or his or her designee, the judge, and the chief law enforcement official from each jurisdiction where any death sentence has issued. The above mentioned officials shall be allowed to witness the execution or view the execution by closed circuit television as determined by the Director of the Department of Corrections.</p> <p>D. A place shall be provided at the Oklahoma State Penitentiary at McAlester so that individuals who are eighteen (18) years of age or older and who are members of the immediate family of any deceased victim of the defendant may witness the execution. The immediate family members shall be allowed to witness the execution from an area that is separate from the area to which other nonfamily member</p>	<p>よって死刑を宣告されている場合で、本州が死刑確定者の死刑執行を優先して実施するときには、刑務所長は、死刑判決が出された各管轄区域から、検察官またはその指名する者、裁判官、および法執行の最高責任者を招かなければならない。前段の各関係者は、矯正局長の決定により、死刑執行に立ち会うか、あるいは閉回路テレビで死刑執行を見ることができるとする。</p> <p>D. オクラホマ州立マカレスター刑務所内には、死刑確定者に関連して死亡した被害者の18歳以上の近親者が、死刑執行に立ち会うことができる場所が提供されなければならない。近親者らは、近親者以外の他の立会人が入場できる区域とは別の区域から執行に立ち会うことができるものとする；ただし、死亡した被害者が複数いるとき、矯正局は、死亡した被害者の家族のために各別の区域を提供する必要はない。施設が、すべての近親者に死刑執行を直接にまたは十分に見せることができない場合には、矯正局は、近親者がいる区域に、閉回路テレビシステムによって死刑執行の状況を放送することができる。</p> <p>直系の家族は、死亡した被害者と直接の家族関係はないが、死亡した被害者または直系家族を緊密に支援するあるいは支援するための職業上の役割をもつ者（牧師または資格を有するカウンセラーを含むが、これらに限定されない）に</p>	
---	--	--

<p>witnesses are admitted; provided, however, if there are multiple deceased victims, the Department shall not be required to provide separate areas for each family of each deceased victim. If facilities are not capable or sufficient to provide all immediate family members with a direct view of the execution, the Department of Corrections may broadcast the execution by means of a closed circuit television system to an area in which other immediate family members may be located. Immediate family members may request individuals not directly related to the deceased victim but who serve a close supporting role or professional role to the deceased victim or an immediate family member, including, but not limited to, a minister or licensed counselor. The warden in consultation with the Director shall approve or disapprove such requests. Provided further, the Department may set a limit on the number of witnesses or viewers within occupancy limits.</p> <p>As used in this section, "members of the immediate family" means the spouse, a child by birth or adoption, a stepchild, a parent, a grandparent, a grandchild, a sibling of a deceased victim, or the spouse of any immediate family member specified in this subsection.</p> <p>E. Any surviving victim of the defendant who is eighteen (18) years</p>	<p>ついて要請することができる。所長は、局長と協議したうえで、かかる要請を承認または不承認とする。矯正局は、収容人数の範囲内で、立会人または傍聴人の人数に制限を設けることができる。</p> <p>本条において「直系家族」とは、配偶者、実子または養子、義理の子ども、養育者、祖父母、孫、死亡した被害者の兄弟姉妹、または本条に定める直系家族の配偶者をいう。</p> <p>E. 確定者に関連する18歳以上の被害者サバイバーは、矯正局局長および刑務所長双方の承認があれば、閉回路テレビで死刑執行を見ることができる。所長および所長は、肉親、被害者サバイバー、および支援者を含め、死刑執行を視聴する者に優先順位をつけるものとし、収容人員の範囲内で視聴者数に制限を設けることができる。死刑執行を視聴することを認められた被害者サバイバーは、死亡した被害者の肉親のために付された支援者を同行させることができる。本条において「被害者サバイバー」とは、死刑確定者が管轄裁判所において有罪の判決を受けた犯罪行為により、重大な損害または傷害を被った者をいう。</p>	
---	--	--

	<p>of age or older may view the execution by closed circuit television with the approval of both the Director of the Department of Corrections and the warden. The Director and warden shall prioritize persons to view the execution, including immediate family members, surviving victims, and supporting persons, and may set a limit on the number of viewers within occupancy limits. Any surviving victim approved to view the execution of the defendant may have an accompanying support person as provided for members of the immediate family of a deceased victim. As used in this subsection, "surviving victim" means any person who suffered serious harm or injury due to the criminal acts of the defendant of which the defendant has been convicted in a court of competent jurisdiction.</p>		
--	--	--	--

10. サウスダコタ州

<p>SD Codified L § 23A- 27A-34</p>	<p>23A-27A-34. Attendance at execution by attorney general, sentencing judge, state's attorney, sheriff, representatives of victim, news media, and additional citizens approved by warden.</p> <p>The secretary of corrections shall request, by at least two days' previous notice, the presence of the attorney general, the trial judge before whom the conviction was had or</p>	<p>州司法長官、死刑を宣告した裁判官、州検察官、保安官、被害者の代理人、報道関係者、および所長が承認したその他の市民による執行への立会いについて矯正局長は、遅くとも2日前の通告により、検事総長、有罪判決を言い渡した公判裁判長または裁判長の後任者、犯罪が行われた郡の検察官および保安官、被害者の代理人、報道機関のう</p>	<p>〈特徴〉 ・裁判官、検察官、被害者の代理人、報道機関のうち少なくとも1名 ・局長が決定する</p>
--	---	---	--

<p>SD Codified L § 23A-27A-34.1 (2023)</p>	<p>the judge's successor in office, the state's attorney and sheriff of the county where the crime was committed, representatives of the victim, at least one member of the news media, and a number of reputable adult citizens to be determined by the secretary. All witnesses and persons present at an execution are subject to approval by the secretary.</p> <p>23A-27A-34.1. Attendance at execution by person trained to pronounce death, corrections staff, and law enforcement officers.</p> <p>The secretary of corrections shall arrange for the attendance of a person trained to examine the defendant and pronounce death and for the attendance of such penitentiary staff, Department of Corrections staff, and law enforcement officers as deemed necessary to perform the execution and maintain security.</p>	<p>ち少なくとも1名、および局長が決定する数の名声のある成人市民の出席を要請しなければならない。執行に立ち会うすべての立会人および関係者は、局長の承認を受ける必要がある。</p> <p>23A-27A-34.1. 死亡を宣告する者、矯正局職員および法執行官の執行への立会い</p> <p>矯正局長は、死刑確定者の検視を行い、死亡を宣告する訓練を受けた者の立会いを手配し、また、死刑の執行と保安のために必要と認められる刑務所職員、矯正局職員、法執行官の立会いについて手配しなければならない。</p> <p>死刑確定者は、死刑執行に5名以内の証人を立ち合わせることができる。立会人には、弁護士、聖職者、親族、友人を含めることができる。</p>	<p>数の市民 ・死刑確定者が希望する5名以内の者</p>
<p>SD Codified L § 23A-27A-34.2</p>	<p>The defendant is permitted to have up to five witnesses present at the execution. Witnesses for the defendant may include counsel, members of the clergy, relatives, or friends.</p>	<p>所長は、第 23 条 A-27A-32、第 23 条 A-27A-34、第 23 条 A-27A-34.1 及び第 23 条 A-27A-34.2 に定める者以外の者が執行に立ち会うこと及び18歳未満の者が執行に立ち会うことを許可してはならない。</p>	
<p>SD Codified L § 23A-27A-36</p>	<p>The warden may not permit any person to be present at the execution other than those designated in §§ 23A-27A-32, 23A-27A-34, 23A-27A-34.1, and 23A-27A-34.2 and may not permit the presence of any person under the age of eighteen years.</p>		

<p>TN Code § 40-23- 116</p>	<p>a. In all cases in which the sentence of death has been passed upon any person by the courts of this state, it is the duty of the sheriff of the county in which the sentence of death has been passed to remove the person so sentenced to death from that county to the state penitentiary in which the death chamber is located, within a reasonable time before the date fixed for the execution of the death sentence in the judgment and mandate of the court pronouncing the death sentence. On the date fixed for the execution in the judgment and mandate of the court, the warden of the state penitentiary in which the death chamber is located shall cause the death sentence to be carried out within an enclosure to be prepared for that purpose in strict seclusion and privacy. The only witnesses entitled to be present at the carrying out of the death sentence are:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The warden of the state penitentiary or the warden's duly authorized deputy; 2. The sheriff of the county in which the crime was committed; 3. A priest or minister of the gospel who has been preparing the condemned person for death; 4. The prison physician; 5. Attendants chosen and selected by the warden of the state 	<p>a. この州の裁判所により死刑の判決が下されたすべての事件において、死刑の判決や命令が下された郡の保安官は、裁判所が言い渡した死刑の判決や命令に基づいて設定された死刑執行期日の前の相当な期間内に、死刑の判決が下された者をその郡から刑場のある州刑務所に移送する義務がある。裁判所の判決又は命令において死刑の執行のために定められた期日に、刑場がある州刑務所の所長は、そのために用意された密室において、厳重に隔離し秘密が保たれた状態で死刑の執行を行わせなければならない。死刑判決の執行に立ち会う権利を有する証人は、以下の者のみである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 州刑務所の所長または正当な権限を有する所長の代理人； 2. 犯罪地のある郡の保安官； 3. 死刑確定者の死に向けた準備を行った司祭または宣教者； 4. 刑務所の医師 5. 死刑の執行を適切に行うために必要な、州刑務所の所長によって選ばれた者； 6. 矯正局の規則に従って選出された、新聞、ラジオ、テレビの報道関係者合計7名。死刑の執行に立ち会うことを許された報道関係者は、立ち会うことを選ばれなかった他の報道関係者にも死刑執行の取材成果物を提供するものとする； 7. A. 18歳以上の被害者の直系の家族。 直系の家族には、被害者の配偶 	<p>〈特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪地の保安官 ・聖職者 ・報道機関7名以内 ・被害者の直系親族 ・死刑確定者が選んだ弁護士
-------------------------------------	--	---	---

	<p>penitentiary as may be necessary to properly carry out the execution of the death sentence;</p> <p>6. A total of seven (7) members of the print, radio and television news media selected in accordance with the rules and regulations promulgated by the department of correction. Those news media members allowed to attend any execution of a sentence of death shall make available coverage of the execution to other news media members not selected to attend;</p> <p>7. A. Immediate family members of the victim who are eighteen (18) years of age or older. Immediate family members shall include the spouse, child by birth or adoption, stepchild, stepparent, parent, grandparent or sibling of the victim; provided, that members of the family of the condemned prisoner may be present and witness the execution;</p> <p>B. Where there are no surviving immediate family members of the victim who are eighteen (18) years of age or older, the warden shall permit up to three (3) previously identified relatives or personal friends of the victim to be present and witness the execution;</p> <p>8. One (1) defense counsel chosen by the condemned person; and</p> <p>9. The attorney general and reporter, or the attorney general and reporter's designee.</p>	<p>者、実子または養子、義理の子ども、義理の親、親、祖父母、兄弟姉妹を含むものとする。ただし、死刑確定者の家族も死刑執行に立ち会うことがあることを前提にしなければならない。</p> <p>B. 被害者につき、18歳以上の直系の家族が生存していない場合、所長は、3名までの被害者の親族または個人的な友人の死刑執行への立ち会いを許可する。</p> <p>8. 死刑確定者が選んだ弁護士 1名</p> <p>9 検事総長又は記録者、または検事総長又は記録者の指名した者</p> <p>b. 前述 b. (a)項に規定された者以外の者は、死刑判決の執行に立ち会うことを許されず、許可されない。州刑務所の所長が、第(a)項に規定された者以外の者を執行に立ち合わせることは、C級軽犯罪である。</p> <p>c.</p> <p>1. 執行が終了し、死体が搬出され、かつ、現場が整えられた状態に回復されたのちは、執行現場において写真撮影又は録音機器を使用することが許される。ただし、執行場所の物理的配置を乱してはならない。</p> <p>2. (c) (1)の違反は、Aクラスの軽犯罪である。</p> <p>3. 矯正局は、統一行政手続法第4編第5章にもとづき、死刑執行に立ち会う報道関係者の選定基準を定める規則を制定しなければならない。</p> <p>規則の制定にあたり、同局はテネ</p>	
--	---	--	--

	<p>b. No other person or persons than those mentioned in subsection (a) are allowed or permitted to be present at the carrying out of the death sentence. It is a Class C misdemeanor for the warden of the state penitentiary to permit any other person or persons than those provided for in subsection (a) to be present at the legal execution.</p> <p>c. 1. Photographic or recording equipment shall not be permitted at the execution site until the execution is completed, the body is removed, and the site has been restored to an orderly condition. However, the physical arrangement of the execution site shall not be disturbed.</p> <p>2. A violation of subdivision (c)(1) is a Class A misdemeanor.</p> <p>3. The department shall promulgate rules that establish criteria for the selection of news media representatives to attend an execution of a death sentence in accordance with the Uniform Administrative Procedures Act, compiled in title 4, chapter 5. In promulgating the rules, the department shall solicit recommendations from the Tennessee Press Association, the Tennessee Associated Press Managing Editors, and the Tennessee Association of Broadcasters. For each execution of a death sentence, applications for attendance shall be accepted by the</p>	<p>シー州記者協会、テネシー州常務編集者協会、およびテネシー州放送事業者協会からの提案を求めるものとする。死刑の執行のたびに、同局は立会いの申請を受け付けるものとする。応募者多数の場合は、死刑が執行される州刑務所長により、報道関係者の抽選が行われる。すべての抽選は公開の会議で行われ、第 4 条第 5 項第 203 号に従って適切に通知されなければならない。</p> <p>d. 被害者の家族が死刑執行に立ち会うことを選択した場合には、他の立会人が立ち会う区域とは別の区域から執行に立ち会うことを許される。家族が死刑執行を直接見ることができる設備がない場合には、州刑務所長は、家族のいる区域に閉回路テレビジョンシステムによって死刑執行を放送することができる。</p> <p>死刑の判決を受けた被収容者が、理由のいかんを問わず、宣告刑に基づいて執行されなかった場合にも、宣告刑の効力は維持され、その被収容者が裁判を受けた裁判所が執行について責任を負う。</p>	
--	---	--	--

	<p>department. When the number of applications require, lots to select news media representatives will then be drawn by the warden of the state penitentiary at which the death sentence is to be carried out. All drawings shall be conducted in open meetings and notice shall be properly given in accordance with § 4-5-203.</p> <p>d. If the immediate family members of the victim choose to be present at the execution, they shall be allowed to witness the execution from an area that is separate from the area to which other witnesses are admitted. If facilities are not available to provide immediate family members with a direct view of the execution, the warden of the state penitentiary may broadcast the execution by means of a closed circuit television system to the area in which the immediate family members are located.</p> <p>When, from any cause, an inmate sentenced to death has not been executed pursuant to the sentence, the sentence stands in full force, and shall be carried into execution by the court in which the inmate was tried.</p>		
--	--	--	--

12. テキサス州

CRIM Art.	Texas Code of Criminal Procedure - CRIM P Art. 43.20. Present at execution	テキサス州刑事訴訟法 - CRIM P Art. 43.20.	〈特徴〉 ・ 確定者
--------------	---	------------------------------------	---------------

43.20	The following persons may be present at the execution: the executioner, and such persons as may be necessary to assist him in conducting the execution; the Board of Directors of the Department of Corrections, two physicians, including the prison physician, the spiritual advisor of the condemned, the chaplains of the Department of Corrections, the county judge and sheriff of the county in which the Department of Corrections is situated, and any of the relatives or friends of the condemned person that he may request, not exceeding five in number, shall be admitted. No convict shall be permitted by the prison authorities to witness the execution.	<p>執行への立会い</p> <p>死刑の執行には、以下の者が立ち会うことができる。</p> <p>死刑執行人および死刑執行人を補助するために必要な者；</p> <p>矯正局理事、刑務所医を含む医師2人、死刑確定者の精神的助言者、矯正局の教誨師、矯正局が所在する郡の郡裁判官及び保安官、並びに死刑確定者が請求する5名を超えない数の親族又は友人。</p> <p>刑務所は、受刑者を死刑執行に立ち合わせることができない。</p>	<p>の精神的助言者、教誨師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官、保安官 ・死刑確定者が請求する5名を超えない親族または友人 ・受刑者は立会不可
-------	---	--	---

(3) 死刑執行の公開の意味

以上のとおり、アメリカの存置州では、死刑執行が市民等に公開が義務付けられている。立ち会いを認められた者は、それぞれの州の市民の代表として、死刑執行に立ち会うのである。

死刑執行を公開するということは、死刑執行の場所（刑務所そしてその中での処刑場の位置）、処刑場の形状、執行の装置、執行の方法（薬物投与の状況）など、死刑執行に至る客観的・物理的なあらゆるものが公開されているということである。

死刑存置州の中には、外国人であっても死刑執行に立ち会うことができるところがある。毎日新聞のアメリカ特派員であった小倉孝保は、2008年にオクラホマ州で日本人留学生を殺害した死刑確定者テリー・リン・ショートの死刑執行に立ち会い、これを記録に残している（甲C3「ゆるる死刑」）。2004年、布施勇如（龍谷大学矯正・保護センター嘱託研究員）も、2004年に、オクラホマ州で、死刑確定者ロバート・レロイ・ブライアンRobert Roy Bryanの死刑執行に立ち会い、記録に残している（甲C4「アメリカで死刑を見た」）。

このように、アメリカでは死刑の情報が広く公開されている。

2 日本における死刑執行の手続

日本における死刑執行の手続は以下のとおりである。

(1) 執行指揮検察官による上申

刑訴法472条の規定により、刑の執行指揮をすべき検察官（以下「執行指揮検察官」という）の属する検察庁の長は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対し、死刑執行上申書に刑事確定訴訟記録及びその裁判書の謄本2部を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする（執行事務規程9条）。

(2) 法務大臣による死刑執行命令

法務大臣は死刑執行上申を検討の上、検察官に対して死刑執行を命令する（刑訴法475条1項）。

(3) 検察官による死刑執行の指揮

刑訴法475条1項の規定により法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は死刑執行指揮書により刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮する（執行事務規程10条1項）。死刑執行の指揮は、法務大臣の死刑執行命令から5日以内になされる（刑訴法476条）。

(4) 死刑の執行

死刑執行の指揮を受けた刑事施設の長（拘置所長）は、死刑確定者に告知し、絞首刑による死刑を執行する。なお、現在、告知は死刑執行の日の朝、執行の2～3時間前になされており、それまでは執行日が死刑確定者に知らされることはない。

3 日本における死刑執行の立会い

それでは、日本における死刑執行の立会いはどうなっているか。

(1) 死刑執行の立会いができる者

刑訴法477条は、1項で「死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない。」と定め、2項で「検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。」と定めている。

しかし、これまで、日本では「検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者（死刑執行関係者）以外の第三者の立会いが認められたケースは、死刑確定者に教誨をする教誨師以外報告されていない。

教誨師も執行関係者とすれば、日本では、死刑執行には、執行関係者以外には非公開となっている。

しかも、執行関係者である刑務官そして死刑確定者に対し宗教的教誨をなす教誨師には絶対的な守秘義務が課され、死刑執行についての情報が公開されることはない。

(2) 立会者への「かん口令」

大塚公子は、ジャーナリストの立場で、刑務官や教誨師など死刑執行に立ち会う数多くの関係者から詳細な聞き取りをして「死刑執行人の苦悩」（甲D1）をまとめた。その中で以下の通り記述している。

「外に漏らせば嚴重注意

宗教指導には毎日二十名以上の教誨師が拘置所を訪れる。死刑囚と直接会って精神の高揚へ導く。精神の高揚などという堅苦しい表現はちょっとふさわしくない。慈愛をもって死刑囚と対し、人間らしい心を回復させようというものである。

この役割を長年務めたのが、この寺の住職である。拘置所での宗教教誨は、本人が希望する宗教を選ぶことができる。住職のほかにも仏教の教誨師はたくさんいた。宗派ごとに本山が推薦、法務省が任命するのである。法務省任命のさい、拘置所内での出来事のいっさいを口外しないという誓約もとられる。したがって、死刑囚のプライベートに関わることは話してはならないという次第である。死刑囚の実名、執行の年月日、執行時のもようなど、いっさいがっさいについて口を封じられている。これは教誨師ばかりではない。刑務官全員が同じように守秘義務を負わされている。任を辞した後も同様である。刑務官退職後、あるいは死刑囚教誨師辞任後ともに、法務省から堅く口止めを通達される。

元刑務官のだれそれが、死刑の執行について口外したということが知れると、法務省から嚴重注意を受ける。元来小心でまじめな性格の元刑務官は、それに恐れ入る。目立たず、にらまれず、ひっそりと生きていたいと元刑務官たちは願う。同時に、自らの行為に対する恐れ、悔い、慚愧と苦悩のため、語ることを好まない。

一方、教誨師のほうには教誨師会を通じて法務省から嚴重注意が来る。教誨師個人のひとりびとりは法務省の注意などくそくらくそと考えているかもしれない。しかし、その行為が自己の属する宗派に迷惑をおよぼすとすると、問題はまたべつである。不本意にせよ黙さざるを得ない。」（144、145頁）

つまり、第三者の立ち会いが認められ、死刑執行の情報が広く公開されているアメリカの存置州と異なり、日本では死刑執行がはたして適法、適正な手続でなされたかは、まったく検証できないのである。

4 日本の死刑情報非公開の問題性の指摘

日本の死刑執行を含む「死刑情報の非公開」は、以下のとおり、様々に指摘されている。

(1) 読売新聞社会部編「死刑」（甲D2）は「おわりに」において、

「司法の世界は、かつてない転換期にあります。国民が刑事裁判の審理に加わる裁判員制度は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者に意識改革を迫りました。・・・裁判員は有罪・無罪とともに、刑の重さも決めます。懲役刑を言い渡された被告は、どのような更生の道を歩むのか。将来、裁判員になるかもしれない国民の関心に、法務省も応えざるを得なくなったといえるでしょう。

一方、この新しい潮流の中で、なお公開が進まない情報があります。それが「死刑」に関する情報でした。裁判員裁判の対象事件には、最高刑が死刑の者が含まれます。にもかかわらず、死刑囚の生活も執行の様子も厚いベールに包まれたままなのです。」

「それだけに、死刑の実態を取材し、その意味を考える連載に取り組む必要があったのだと、心から思います」と出版の動機を語っている（263、264頁）

(2) 佐藤大介（共同通信 論説委員）は「ルポ 死刑 法務省がひた隠す極刑のリアル」（甲D3）において、

「いつ、誰を死刑に処するかは権限は事実上、法務官僚に握られており、その手続に外部からの検証を加えることはできない。さらに、確定死刑囚は外部との接触が厳しく制限されており、その姿をうかがい知ることも極めて難しい。死刑囚は、執行で生命を絶たれる前に、刑の確定によって社会から「抹殺」された存在になると言ってもよい。

死刑執行を行った理由は何なのか。選定に恣意的な判断はなかったのか。死刑囚は、科された刑に対しどのような考えを抱いているのか。そうした疑念に答えることなく、国家が人の生命を奪う刑罰を維持しようとするのは、かなりの無理があると言わざるを得ない。裁判員制度によって市民が死刑の判断に関わる機会が増えるなか、プロセスを含めた死刑そのものの「可視化」が求められている。

主要先進国で死刑執行を続けている国は日本と米国（州によっては廃止）のみで、日本は欧州連合（EU）などの国際社会から批判を浴びてきた。だが、法務省はそれらに耳を傾けずに執行を続け、死刑制度を維持する姿勢を崩していない。法務省は、死刑制度を維持する理由に「国民の支持」を挙げるが、同時に死刑に関する情報公開には消極的という、極めてバランスを欠いた状態が続いている。

そうした状態をすこしでも解消するためには、裁判で罪が認定され、死刑判決を受けて確定した死刑囚たちの姿に迫るとともに、刑務官や弁護士、法務官僚、被害者家族など、死刑に関わる人たちの声に耳を傾けていくことが必要だ。そうしたことによって初めて、日本の死刑制度について、存廃も含めた本格的な議論が可能となるのではないか。そうした思いが、取材を始めた原点にある。」（はじめに 6、7頁）と執筆の動機を述べている。

(3) 菊田幸一（明治大学名誉教授）は「死刑」（新版）（甲D4）において、

「1975年11月20日、参議院法務委員会で安原美穂・法務省刑事局長は公の席で何年度は何人処刑されたかという数字を示すことさえ拒否した。むろん、そのような数字は統計を見ればわかるのだが、どの法務大臣のときに何人処刑されたかを知らせたくないという「配慮」（？）が働いているようである。処刑そのものを国家の恥と考えているより、処刑の密航性により、どうにか死刑へ関心を向けられることを避けているとしかいいようがない。」（28頁）と述べている。

(4) 青木理（ジャーナリスト）は、「絞首刑」（甲D5）において、

「ただ、私たちは死刑についてしばしば感情に任せて語りたがる割に、その足下の実態をあまり知らないように思う。死刑をめぐる議論は多くの場合、ひどく表層的で、相当に情操的で、時に理念的である。特に、〈絞首〉によって執行される日本の死刑は、世界にも例がないほど徹底した密行主義の壁に覆われ、一体に刑場でどのような光景が繰り広げられているのか、公の職務として執行に携わっている人々が

どのような思いを抱えながらそれに関わっているのか、そうした事柄自体が闇の奥に隠されていて見えない。」（甲D5 321、322頁）と指摘している。

- (5) 作家の高村薫は、先に引用した青木理の著書「絞首刑」の文庫版（甲D5）の「あとがき」において、次のように述べ、死刑執行の非公開の問題点を指摘している。

「さて、繰り返しになるが、この国では死刑制度の運用にかかわるほぼすべての事柄が隠されている。2010年に法務大臣の指示で東京拘置所の刑場が報道陣に公開されたのが唯一の例外だったが、それでもそこに死刑囚の首にかけられる絞縄の姿はなかったし、踏み板はあったものの、それが開いて死刑囚が落下する地下空間の公開は一部にとどまった。ましてや、実際に首に絞縄をかけられて縊死するのがどういう死に方であるか、そのとき死刑囚の身体はどうなるのか、などなど、刑死の実態は依然闇に包まれたままである。これは奇妙なことではないか。いまでは裁判員裁判の必要上、被害者の遺体写真が裁判員の眼にさらされるのだが、そうであるなら刑死の写真も、判決に関わる人には公開しなければ釣り合わないというものであろう。犯罪事実の正確な理解のために遺体の実物の写真が欠かせないというのであれば、死刑判決の正確な理解のために、同じく実物の写真は不可欠のはずである。もっとも、実態のほぼすべてが隠されているからといって、死刑制度やその運用に謎があるわけではない。…あるのは、死を待つだけの死刑囚と、死刑を執行するための厳密な仕組みや手順と、それに関わる関係者と、死体だけであり、これほど明白な世界はほかにないといっている。」（甲D5 355、356頁）

「ところで、この国の死刑制度について白日の下にさらされるべき事柄は、二つある。一つは塀の向こうで執行されている死刑の実態であり、もう一つはそうして絞縄を首にかけられる死刑囚個々の実像である。」（甲D5 359頁）

「死刑はけっして抽象的な概念ではない。踏み板という物体があり、滑車と絞縄があり、絞縄を首にかけられる生身の死刑囚がおり、さらには執行ボタンを押す生身の刑務官があおり、最後に死体一つ発生する。どこまでも人間が人間の手で人間を絶命させる具体的営みであり、そこには音も臭いもある。そういう刑場と刑死の様子を仄聞すればするほど、面会室で相対する死刑囚の顔や声や息づかいをどう受け止めてよいのか分からなくなり、気持ちが混乱するのは人間として当たり前のことである。…たんに目の前にいるのが人間であるという理由で、その死を具体的に想像することに拒否反応が働くのである。穿った見方をすれば、だからこそ死刑の現場は嚴重に隠されているのだろう。もしも一般市民が死刑囚や死刑執行の現場を目の当たりにしたあかつきには何が起こるか司法当局は知っているのだと思う。」

（甲D5 362～363頁）

- (6) 小倉孝保（毎日新聞論説委員）は「ゆれる死刑」（甲C3）において、
「日本の死刑執行には、執行に直接携わる刑務官のほか拘置所所長、検事が立ち会うことになっている。極めて限られた人間だけ立ち会いを許すというよりも、一部

の者に立ち会いを義務付け、それ以外には立ち会いを許可していないという方が正確だ。

立ち会った拘置所長や検事が、執行直後にその様子を語ることはあり得ないため、日本のメディアは執行を伝えるにもかかわらず、執行自体については何も伝えられないことになる。・・・スポーツでいえば、勝った負けたの結果だけを伝え、その内容を報じることができないのが日本の死刑報道である。」（21頁）と自らが体験したアメリカでの死刑執行との対比で論述している。

(7) 前田朗（東京造形大学教授）は「500冊の死刑」（甲D6）において、
「秘密主義と現場の苦悩

法務当局は行刑密行主義と称して死刑情報を秘匿してきた。死刑囚のプライバシーを配慮するのであれば必要な措置である。ところが、プライバシー保護とは無関係に、死刑執行手続も執行現場も秘密にされ、死刑囚の外部交通も制限されてきた。執行の有無自体すら秘密とされた時期が長かった。しかし、情報遮断の規制をかき潜る様々の努力によって死刑実態や死刑囚処遇の実態が明らかにされてきた。貶められてきた昏い世界の相貌が見え始めてきた。

こうして死刑に関する情報が様々な形で明らかにされてきた。しかし、法務当局は今日も行刑密行主義の名のもとに、かたくなな態度を維持しつづけている。一九六三年通達以後、死刑囚の処遇もますます劣悪化し、外部交通は厳しく制限されている。その一方で、一九九三年の死刑執行に当たっては一部マスコミにリークするなど奇怪な情報操作まで画策している。このような不当な姿勢を叫び、死刑論議を本格的に行なうための基礎的な情報を公開させることが望まれる。

死刑に関する議論がしばしば空転してきたのは、死刑実態が知られずにきたためである。世論調査における「死刑支持」の数値に意味を見出せないのは、死刑に関する具体的な情報が隠されてきたからだ。死刑とは何なのか、誰もが知っているようで実は誰もが跨ぎこしてきたのではないか。」（34頁）と述べている。

5 海外からの問題性の指摘

「日本の死刑情報の非公開」は、海外からもその問題性を指摘されている。

(1) デビッドジョンソンの指摘

デビッドジョンソン（ハワイ大学教授）は「アメリカ人のみた日本の死刑」（甲D7）において、日本の死刑執行の密行性と沈黙性の特徴を10項目で指摘している。

「今日、死刑の執行は取り立てて喧伝することもない出来事であるとされ、それを権力作用とは見て取れない。死刑の執行を続けている国の多くで、役人たちはできる限り秘密裏に人目につかないように死刑を執行しようとする。その目的が達成できているとは限らないが、日本の死刑執行の密行性と沈黙は、他国とは比べものにならないくらい極端である。

国が隠れて死刑を執行する日本の特徴は、次の10点にある。

1. 死刑確定者は、実際に死刑が執行される1時間から2時間前になるまで、執行の日時を知らされない。「お迎えが来たぞ」と突然告げられるこの方式は「不意打ち」と呼ばれている。多くの死刑確定者は、数年もあるいは何十年もの間、毎朝のように今日が最後の日になるのではないかという恐怖感にさらされながら過ごす。
2. 受刑者の親族は、執行後にその事実を知らされる。一部役人を除き、弁護士、メディア、その他社会のすべての人々も同様である。これにより批判や反論が抑えられている。
3. 一部のケースでは、執行を行う刑務官たちもほとんど事前に告知されない。事前告知されれば仕事を休む可能性があると思われるからである。
4. 絞首の場に第三者が立ち会うことは一切認められていない。したがってジャーナリスト、受刑者や被害者の親族や友人も一般市民も執行に立ち会うことはできない。アメリカのある研究によれば、すべての死刑執行の3パーセントから5パーセントは失敗し、執行の経過中、受刑者が長時間苦しむことがある。日本における死刑の失敗率は不明である。なぜなら、死刑の失敗について言及しそうな人々は執行の現場から排除されているからである。
5. 研究者や記者は、死刑に関する記録へのアクセスを拒否されている。これによって死刑に関する研究や報道が阻害される。
6. 一般市民やメディアは、死刑が執行されていないときでさえ、ほとんど刑場を見ることができない。
7. 死刑の執行には「教誨師」が立ち会うことができるが、死刑確定者はどの人に立ち会ってほしいかを選ぶことができない。教誨師は国が認めた聖職者の中から選ばれる。そしてその中に死刑廃止を明言する者はいない。「政治的」とであるとみなされる活動をした場合には、候補者から除外される。また、死刑確定者に希望を抱かせるような言動も禁止される。
8. 法務省は、批判や反論を最小限に抑えられるように、死刑執行の日程を戦略的に選んでいる。
9. 法務省は死刑を執行される受刑者がどのようにして選ばれたのか、他方で執行されないままの者がいるのはなぜなのかの理由を説明しない。2017年段階では、122人の者の死刑判決が確定していた。しかし、そのうち毎年死刑を執行される者はごく一部であり、選別の基準は公表されていない。
10. 死刑判決の言渡しから執行まで、死刑確定者は面会や通信を国によって制限され、社会的に葬り去られている。このような運用の理由は死刑確定者の「心情の安定」をはかり、「死の準備をさせるため」とであると説明される。しかし、肉体的な死の前に社会的に殺すことにより、実際には「円滑な」死刑執行が可能になっている。生きる気力を削がれた死刑確定者たちは執行に抵抗しなくなるからである。」
(甲D7 53～55頁)

(2) 国連人権理事会特別報告者の指摘

北村泰三中央大学名誉教授は「死刑執行の当日・直前の告知は国際人権法違反であ

る旨の意見」(甲D8)において、国連人権理事会の特別報告者の報告を記載している(甲D8 14～17頁)

国連人権理事会の特別報告者は、近時日本でも注目を浴びた「ジャニーズの性加害問題」で見られたように、国別に調査しその結果を国連人権理事会に報告する。

「死刑執行の期日を告知する義務との関連で特に注目されるのは、2006年3月にフィリップ・オルストン(Philip Alston)特別報告者がまとめた報告書である¹。本報告書は、国家は、死刑囚とその家族に対する死刑執行の期日を事前に告知する義務をなぜ負っているのかという問題について、詳しくかつ的確に分析している。冒頭で、「本報告書は、死刑を維持している国は、その選択をすることを国際法によって禁じられてはいないが、死刑の適用の詳細を開示する明確な義務がある」(E/CN.4/2005/7、パラ59)という命題に基づくものであると述べている。」

「やや長くなるが、日本の死刑制度に関わる秘密主義についての以下のような分析は、人権的視点に基づく重要な課題を示している。

「例えば日本において課せられている透明性の制限は、プライバシーと人間の尊厳に対する個人の権利を保護するために必要な限度を越えており、公表することでもたらされる安全策を損なうものである。死刑囚の権利を確保するためには、死刑囚への外部からのアクセスは不可欠である。例えば、2002年に国際NGOである国際人権連盟(FIDH)が、死刑囚の収容状況を調査するために日本を訪れた際、収容者、死刑囚監房、執行室、拘置所敷地内の安全区域へのアクセスを拒否されたことは問題である。死刑囚のプライバシーに関わる情報が、死刑囚本人の意思に関係なく開示されない以上、このような行為を正当化することは不可能である。」

「透明性に反対するプライバシーの議論には、2つの論理的限界があることが明らかである。第1の論理的限界は、プライバシーの権利を確保することは、プライバシーの権利が行使されているまさにその人に対する情報の拒否を正当化するものではないということである。したがって、秘密主義が死刑囚のプライバシーを守るという議論は、死刑囚本人およびその家族に対して死刑執行の時期やその他の詳細を明らかにすることを拒否することを説明し、正当化することができない。実際、プライバシー保護は、むしろ、死刑囚とその家族が死刑囚の運命について完全に知らされるべきだという主張を支持することになる。死刑囚自身の死に関する最も基本的な情報を家族や死刑囚に禁ずることは、プライバシーを促進するどころか、むしろ損なうことになる。」

「第2の論理的限界は、死刑囚が自らの経験や死刑執行の事実が非公開であることを望まない場合、プライバシーの尊重によって、透明性の義務を埋め合わせることができないということがある。こうした状況での『プライバシー』は、強制された秘

¹ オルストン教授は、ニューヨーク大学法科大学院で国際法、国際人権法を担当している国際的に著名な研究者であり、多数の著書、論文がある。2004年から2010年まで国連の略式処刑等に関する特別報告者を務めた。

密の副産物に過ぎない。死刑囚は自分がいつ死ぬかを知らないので、この事実を公表する（あるいはプライバシーを維持する）機会がない。さらに、死刑囚はメディアや政治家との接触を禁じられ、許可された面会者との接触は厳しく管理・監視される。このように、死刑囚から通信手段を奪い、自分の人生の最も重要な側面、すなわち自分の死の時期に関する知識を奪うことによって、日本の制度は死刑囚のプライバシーを保護するどころか、むしろ毀損している。」

以上のようにオルストン報告書は、心情の安定を理由に死刑囚およびその家族に対して死刑の予定を伝えず、さらには社会一般に対しても死刑の情報を閉ざすことにより、死刑囚のプライバシーを尊重しているかのような国側の主張の誤りを指摘している。そうした主張は、自らの生命の終焉を迎える期日を事前に知らされるという本来の意味でのプライバシーの保護とは真逆の意味を持つものであり、自由権規約7条に違反する残虐で非人道的な取扱いになると指摘しているのである。死刑執行の期日を事前に通知されることで、死を迎える前に自分と向きあう時間を過ごしたり、家族にも言葉を伝えることも最小限可能となるが、それを認めないことは生命に対する権利の尊重にも反するのである。

こうした特別報告者の報告や勧告は、国連の見解とイコールではない。ただし、国連の公式な手続において委嘱されたテーマに関する報告であるから、国際人権法の解釈としては、一研究者として公表する著作物以上の公的な性格を有している。むしろ特別報告者が個人資格の専門家であるがゆえの独立性こそが手続の政治化を避け、公平性を確保する上で重要である、とも指摘されている。また、国連人権理事会の普遍的定期的審査において、審査対象国の人権状況を審議する際に、特別報告者の報告を客観的かつ信頼できる情報源として扱うことは妨げられない。」と指摘している。

(3) 国連拷問禁止委員会の見解

北村名誉教授の前記意見書（甲D8）は、

「なお、国連内では自由権規約委員会以外では、拷問禁止委員会も2013年に日本政府報告書審査の際に総括所見を公表している。それによれば、締約国における死刑確定者の拘禁状況、とりわけ深い懸念を抱いているとして、以下のような勧告を行った。

「(a) 死刑確定者の執行を取り巻く不必要な秘密主義と不明確さ。超法規的、略式または恣意的処刑に関する特別報告者が述べているように、死刑確定者やその家族に対して死刑執行の日時の事前通知を拒否することは、明確な人権侵害である。死刑囚とその家族に対して、執行の予定日時を十分に前もって告知すること。」（26頁）と指摘している。

(4) 国外からの指摘

このように、日本国外から、特に国連からの「秘密主義」「不明確さ」の指摘は重いものがある。被告国は、内外からの強い指摘に関わらず、死刑執行について頑なに秘密主義を維持しているのである。

6 死刑執行の状況を知る最後の手立て

刑訴法478条では「死刑の執行に立ち会った検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。」と定められており、死刑始末書等の作成は、法的にも義務付けられている。

日本における死刑執行の状況を明らかにし、市民が執行の状況を知る唯一の手立てが、本件において情報公開を求める文書なのである。

第6 本件情報公開について

1 原告らの情報公開請求の目的

原告小田は、法科大学院教授（刑事法）であり、弁護士として再審を求めながら依頼者である岡本啓三の死刑を執行された弁護士であり、大阪拘置所視察委員を経験し、日本における「死刑執行」について研究を行っている。

また、原告今西も刑事事件を通じ、死刑事件の取材を通じ、小田と同様に日本における「死刑執行」について調査し、その成果をマスコミを通じて、世に問うている。

原告らの本件請求の目的は、①日本の死刑執行がはたして適正、適法になされているか検証すること、②日本の絞首刑が現段階で憲法が禁じる「残虐な刑罰」にあたらぬかどうかを検証することである。そして、原告らは、請求した文書が開示されれば、市民に対し、死刑（絞首刑）の実態を明らかにすることができる。なお、アメリカであれば、原告らは、当然ながら、死刑執行に立ち会うことができる立場にあるといえる。

2 本件開示を求める文書

(1) 川中の執行（甲E1—1～6）

日本では1990年から1993年3月まで死刑執行がなされなかった時期がある。それが再開されたのが1993年3月26日の3名に対する死刑執行であり、その1人が大阪拘置所で執行された川中である。

川中については、以下のとおり個人情報明らかにしている。

①1975年4月3日兵庫県内における夫婦に重傷を負わせ娘二人を殺害し現金8000円を強奪した強盗殺人事件、②1977年8月15日兵庫県内における事務員2名に対し約30,000円を強奪の上重傷を負わせた強盗殺人未遂事件、③同年同月18日三重県内における女性1人を殺害して現金28,000円等を強奪した強盗殺人事件がある。③事件の犯人として逮捕され、①と②の事件についても自白。他に強盗3件、強盗致傷3件、強盗殺人未遂1件等があり、10都道府県で犯行を行った。強盗事件と1975年の事件の間に確定判決があり、1975年と77年の事件の間に確定判決がある。

川中は、両親の居ない家庭で育ち極貧生活を送り兄に育てられた。幼少時から生きるために盗みを繰り返していた。

(裁判等の経過)

1980（昭和55）年9月13日 神戸地裁（高橋通延裁判長） 懲役10年、死刑及び無期懲役判決

1982（昭和57）年5月26日 大阪高裁（八木直道裁判長） 控訴棄却

1984（昭和59）年9月13日 最高裁（矢口恭一裁判長） 上告棄却

1987（昭和62）年ころ 判決確定度、一部は冤罪であると主張して再審を準備していたが、統合失調症の症状が重くなり、再審請求の準備は中断していた。

1993（平成5）年3月26日、大阪拘置所で死刑執行。

（問題点）

大阪拘置所は、1982年1月14日に外部の精神医に診察をさせ、「幻覚妄想状態（精神分裂の疑い）」の診断があった。6ヶ月の間隔で定期的に精神科受診していた。控訴審及び上告審で川中の精神状況は全く審理の対象になっていなかった。その後も症状は進行していったようであり、川中は統合失調症様の精神疾患に罹患し、さらには人格崩壊の程度までに至り、処刑当時は刑訴法四七九条一項で処刑が禁止されている「心神喪失」状態にあった疑いがある（甲E1-6 中道武美『依頼人が処刑された』「オウムに死刑を」にどう応えるか 年報・死刑廃止96」72～74頁）。

（2）永山の執行

最高裁の死刑判断基準となった永山基準（最高裁1983年7月8日第1小法廷判決）の被告人の事件であり、死刑確定（1990年5月9日）後、1997年8月1日に東京拘置所で執行された。

（裁判等の経過）

1979（昭和54）年7月10日 東京地裁 死刑判決

1981（昭和56）年8月21日 東京高裁 死刑破棄・無期懲役判決

1983（昭和58）年7月8日 最高裁 高裁判決を破棄・高裁へ差戻判決 このとき永山基準の判示

1987（昭和62）年3月18日 東京高裁 死刑判決

1990（平成2）年4月17日 最高裁 上告棄却判決

1997（平成5）年8月1日 死刑執行

（問題点）

永山の第1次控訴審の弁護人であった大谷恭子は、「死刑事件弁護人 永山則夫とともに」（甲F2の6）において、身柄引受人が死刑執行に疑問をもち、1997年11月26日、弁護人を通じて東京拘置所に以下の3項目の照会し、書面での回答を求めたことを明らかにしている。

1 「日記」はありませんでしたか。あれば引き渡してください。

2 「敷布団」の水ぬれの原因は何か。日を経て浸み出して来た水分の浸み跡が変色し、その部分のみ無臭です。執行宣告後、居房内で何らかの事態がおこり、部分洗浄、脱臭の必要が生じたことが推量されるから、宣告の日時、場所、本人とその場の状況も教えてください。

3 「言い残したこと」に署名はありませんでしたか。あればその遺言書の引き渡しを。なければ、その事情と聞き取った者、筆記者、立会者、日時、場所を明確に教えてください。

これに対する東京拘置所の回答は「そっけない」。12月1日付で弁護人に対して、

1 日記について、未交付物はありません。

2 敷布団について、引渡し時点で水漏れはありません。また、照会のような濡れたり、洗浄、脱臭した事実は全くありません。

3 言い残したこと 複数の職員立会いのもとで本人が口頭で言い残したことを聞き取りました。遺書はありません。

その他のことは、極めて厳粛であるべき事柄の性質上、回答をひかえさせていただきます。

しかし、布団はアムネスティで濡れたのではなく、我が家で濡れたものでもない。房内にたたまれている布団が濡れる可能性があるとするれば、房内で永山君が暴れた際に、とんでもなく汚したか、あるいは房内で何らかの薬が永山君に使われたかだ。8月1日の朝9時ごろ、東京拘置所在監の死刑囚大道寺将司さんはウォーという絶叫を聞いている。「抗議の声のようで、すぐ、くぐもった声になって聞こえなくなった。あの大声は処刑場に連行される人のものだったのか」と、8月3日付の獄中書簡に記している。」(甲F2の6 241、242頁)(注：前記の「布団」に関する記述について、当該布団は、東京拘置所からアムネスティ経由で大谷弁護士に届いたものであるが、その布団にしみ＝水にぬれた部分があったところ、そのしみは、アムネスティや大谷弁護士宅で生じたものではないから、東京拘置所で永山が暴れ、制圧された際に生じたしみではないか、との指摘である)

以上のとおり、永山の執行については、永山がこれに抵抗し、拘置所側で何らかの有形力が使われた可能性があり、平穏に行われていないのではないかという問題がある。

永山の生涯については、甲F2-5の年譜(276~291頁)をはじめとして、数多くの研究・著作がある。

また、永山本人も数多くの著作を残している。有名なものでは、「無知の涙」(1971年)、「人民をわすれたカナリアたち」(1971年)、「愛か無か」(1973年)、「動揺期1」(1973年)、「反・寺山修司論」(1977年)、「木橋」(1984年)、「捨て子ごっこ」(1987年)、「死刑の涙」(1988年)、「なぜか、海」(1989年)、「異水」(1990年)、「華」(1997年)が挙げられる。

(3) 藤波の執行(甲E3)

今市4人殺傷事件の元被告人である。藤波は、1981年3月29日、栃木県今市市で、離婚した元妻の親族が居場所を教えないことに立腹し、酒を飲んで親族2名を刺殺、2名の子供に傷害を負わせた。車から指輪と真珠のネックレスが発見、現金(700円)とカメラを盗んでいた。強盗殺人等で宇都宮地裁に起訴され、1

1982年2月19日死刑判決。1992年（昭和62年）11月11日東京高裁で控訴棄却、1993年（平成5年）10月1日最高裁第1小法廷で上告棄却の決定、同年10月4日確定した。

死刑確定後、東京拘置所に収監されていた。

死刑確定前に、「日本死刑囚会議・麦の会」に入会し、機関紙「麦の会通信」に手記を寄せている。

1989年（平成元年）のクリスマスに洗礼をうけ、キリスト教に帰依した。

2006年（平成18年）12月25日（クリスマス）に死刑を執行された。第3次再審請求を弁護士が準備中であった。

当時、藤波は、75歳で、自立歩行ができない状態で、病舎で処遇されていた。

教誨師黒木安信の話では、藤波は車椅子で処刑場に連れてこられ、車椅子から降ろされ、手錠を掛けられ目隠しをされて処刑されたという。黒木は検察官・矯正局長・拘置所長に向かって、「12月25日に処刑するとは、あなたたちはキリスト教を馬鹿にしているとしか思えない。」「75歳になった老人を何故このような仕方で殺さなければならないのですか。病で自然に死んでいいのではないですか。法務省の人たちは人間を見ていないのです。」と抗議したという。

これは、黒木の死後2015年（平成27年）に公表された（甲E3-3）。

藤波は遺書を残しており、末尾に「ひとりで立つことも、一步も歩くこともできません。半病人です。享年七三歳。」と記載され、最後の2行に「法相に抗議を。一步も歩く事ができず 病舎処遇だからです。」と書き記され、死刑執行直前に加筆した文章が残されていた（甲D3-2、190頁）。

75歳という高齢者、立つことも自力でできない障がい者を、どのように死刑執行したのか明らかにされるべき事案である。

（4）久間の執行（甲D5 「絞首刑」第8章 福岡・飯塚女兒殺害事件 224～263頁）

久間は、いわゆる「飯塚事件」の元被告人である。1992年2月20日、福岡県飯塚市で2人の女兒が行方不明になり、翌21日に同県甘木市（現朝倉市）の八丁峠で遺体が発見された。2年後の1994年2月20日、久間（当時56歳）が逮捕された。略取誘拐、殺人、死体遺棄の罪で起訴され、有力な直接証拠はなく、久間は一貫して否認を貫いたが、科警研の血痕のDNA鑑定が下支えとなって、1999年9月26日、福岡地裁で死刑判決、控訴するも2001年10月10日に福岡高裁は控訴棄却の判決、上告するも2006年10月8日に上告棄却、死刑が確定した。その約2年後、2008年10月28日、福岡拘置所で死刑が執行された。

この事件では、DNA鑑定が証拠となって有罪となったが、この証拠となった鑑定手法は、再審無罪となった足利事件で証拠の証明力が否定された手法と同一であり、その信用性に疑問があり、冤罪の可能性の強いものであった。

青木理は「絞首刑」（甲D5）において、

「そんな死刑執行命令に関わる説明を法務大臣室で受けていた森英介は、この1ヶ月前の2008年9月に発足した麻生太郎政権で法務大臣に就任したばかりだった。就任わずか1ヶ月の法相が死刑執行命令を発するのは極めて異例だし、もちろん森英介にとってもはじめての経験だった。

.....

複数の法務関係者によれば、そうした事情を刑事局幹部から説明された森は、久間への死刑執行命令を発することに一抹の不安がよぎったのか、眼前の刑事局幹部にこう告げて再確認を迫った。

「間違いないのか。」

しかし、痩せ顔の刑事局幹部はこう断言し、森に決断を促した。

「間違いありません。大丈夫です。」

森は結局、刑事局幹部に促される通り久間と高塩の両名に対する死刑執行命令書にサインした。命令は10月24日付であった。」(244～246頁)と記している。

さらに、青木は、同じ科捜研のDNA鑑定有罪とされ、その後DNA鑑定の信用性が否定されて無罪となった菅谷利和の足利事件を論じ、次のとおり述べる。

「はたして、肝心の久間は本当に犯人だったのか。ひょっとすると、犯人でなかったのではないだろうか。死刑の執行命令を発するように法務省刑事局幹部に促された際、「大丈夫なのか」と言って、法相・森英介が示した一瞬の戸惑いは、正鵠を射ていたのではなかったか.....

.....

そして、もう一つ、さらにおそろべき「推論」に言及しないわけにはいかない。

.....

まして、久間のケースのように、死刑判決の確定からわずか2年で執行に踏み切るというのは前例に照らしてみても、相当に早い執行であったことは既述した。だとするならば法務・検察は、足利事件で科警研鑑定が覆ってしまうのを見越し、恐れ、同じ問題点を孕む飯塚事件の死刑囚・久間を一刻も早く処刑してしまわなければならない、と考えたのではなかったか。国家が司る死刑という究極の刑罰をめぐり、前代未聞の過誤が発覚して死刑制度そのものへの懐疑が膨らむのを何としても避けるために、である。」(258～259頁)

飯塚事件は、その後、妻が請求人となり、2009年に再審請求を申し立てたが、請求棄却が最高裁で確定した。現在、第2次再審請求中である。

このように、久間の死刑執行については冤罪の可能性が強く、どのように死刑執行がなされたか明らかにされるべきである。

(5) 松本の執行

松本は、オウム真理教の教祖である。

1987(昭和62)年 宗教団体「オウム真理教」設立し、布教活動を始める

1989(平成元)年 坂本堤弁護士一家殺害事件を指示

1993(平成5)年～ 信者に兵器の開発や敵対者の暗殺を指示。多数の事件を

起こした。

1994（平成6）年6月 松本サリン事件

1995（平成7）年3月 地下鉄サリン事件

1995（平成7）年5月 地下鉄サリン事件の首謀者として逮捕された。

起訴されていた事案は、以下のとおりである。

男性信者殺害事件（殺人）

坂本堤弁護士一家殺害事件（殺人）

サリンプラント建設事件（殺人予備）

薬剤師リンチ殺人事件（殺人・死体損壊）

滝本太郎弁護士サリン襲撃事件（殺人未遂）

自動小銃密造事件（武器等製造法違反）

松本サリン事件（殺人・殺人未遂）

男性現役信者リンチ殺人事件（殺人・死体損壊）

駐車場経営者 VX 襲撃事件（殺人未遂）

会社員 VX 殺害事件（殺人）

被害者の会会長 VX 襲撃事件（殺人未遂）

公証人役場事務長逮捕監禁致死事件（逮捕監禁致死）

地下鉄サリン事件（殺人・殺人未遂）

裁判の経過は以下のとおりである。

2004（平成16）年2月27日 東京地裁 死刑判決

2006（平成18）年3月28日 東京高裁 控訴棄却

2006（平成18）年3月30日 棄却決定に対する異議申出

2006（平成18）年5月 東京高裁 異議申出に対する棄却決定

2006（平成18）年9月15日 最高裁 特別抗告棄却決定、死刑判決確定

死刑執行は2018（平成30）年7月3日である。

松本の精神状態は裁判当時から問題となっていた。松本の遺族は、死刑執行時には心神喪失で、執行は違法であることを理由に、2021年に国に損害賠償を求めて係争中である。朝日新聞の記事（甲E5-1）が、民事記録閲覧して裁判を報道している。民事裁判記録によれば、国からも東京拘置所作成の文書が提出されているが、遺族側は、診療記録などの一次的資料ではなく、評価や意見が簡潔に記載されたものとして、元資料の提出を求めている。

いずれにしても、松本の死刑執行については、精神的に問題があるものであり、死刑執行の状況が明らかにされるべきである。

（6）岡本の執行

これは、死刑3事件の第1事件の訴状（甲B5）に詳しい。

（事件の概要）

コスモ・リサーチ事件元被告人。1988年（昭和63年）1月29日株の投資顧問会社コスモ・リサーチ社長から1億円を奪い、同社長及び同社社員を殺害した

事件。共犯者は3名であるが、岡本と末盛博也は死刑。尹敬一は無期懲役刑。2018年（平成30年）12月27日、第4次再審請求中に末盛とともに大阪拘置所において死刑執行。著書に『こんな僕でも生きてていいの』、『生きる』、『落伍者』がある。

（経緯）

- 1988（昭和63）年1月29日 事件発生
- 1988（昭和63）年10月6日 別件詐欺で逮捕
- 1995（平成7）年3月23日 強盗殺人、死体遺棄、詐欺、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類所持等取締法違反で、死刑判決（谷村充祐裁判長）
- 1999（平成11）年3月5日 控訴棄却（西田元彦裁判長）
- 2004（平成16）年9月13日 上告棄却（島田仁郎裁判長）
- 2008（平成20）年8月 第1次再審請求
- 2010（平成22）年6月4日 大阪地裁 再審請求棄却決定
- 2010（平成22）年6月7日 即時抗告申立
- 2011（平成23）年6月28日 大阪高裁 即時抗告棄却決定
- 2011（平成23）年6月30日 特別抗告
- 2011（平成23）年12月10日 特別抗告棄却決定
- 2011（平成23）年12月21日 第2次再審請求
- 2014（平成26）年8月26日 大阪地裁 第2次再審請求棄却決定
- 2014（平成26）年8月28日 即時抗告申立
- 2015（平成27）年3月30日 大阪高裁 即時抗告棄却決定
- 2015（平成27）年4月2日 特別抗告
- 2015（平成27）年11月30日 特別抗告棄却決定
- 2015（平成27）年12月4日 第3次再審請求
- 2017（平成29）年3月28日 大阪地裁 第3次再審請求棄却決定
- 2017（平成29）年3月30日 即時抗告申立
- 2017（平成29）年7月20日 大阪高裁 即時抗告棄却決定
- 2017（平成29）年7月20日 特別抗告
- 2017（平成29）年9月11日 特別抗告棄却決定
- 2017（平成29）年9月12日 第4次再審請求
- 2018（平成30）年12月27日 末森とともに大阪拘置所で死刑執行

以上のとおり、岡本そして弁護団は再審請求を続けてきた。その経過は第1事件の訴状とおりである。しかるに、再審請求の判断権のない法務大臣が、再審請求の理由がないとして、死刑執行をした。しかも、執行は、年末を間近に控えた12月27日になされたもので、岡本がどのような思いで執行されたか、その記録が残されているはずである

（7）これら事件の特徴

これら開示を求める執行にかかる文書は、時期的に異なるが、個人の氏名はもちろん、同人らがどのような犯罪で死刑になったのかも巷間明らかになっている事案に関するものである。いずれも著名かつ広く世間に知られた事件である。

そして、上記のとおり、いずれの死刑の執行についても問題が指摘されている事件である。これは引用した証拠から明らかになっている。

ちなみに、時期的にみれば、法務省の情報公開の範囲についての差が存在する。

①川中及び②永山の執行は、年度ごとに作成される統計資料により、死刑執行数のみが公表され、個別の死刑執行の事実については公式には明らかにしないという運用がなされていた時代（1998年11月の執行前まで）である。

③藤波の執行は、執行当日に死刑執行の事実及び被執行者数だけを公表する運用がなされていた時代（1998年11月の執行から2007年12月の執行前まで）である。

④久間、⑤松本、⑥岡本の各執行は、執行当日に被執行者の氏名・生年月日、執行場所及び執行の原因となった犯罪事実を公表する運用に変化した時代（2007年12月の執行以降）である。

また、岡本は原告小田自身が弁護していたものであり、執行当日、原告小田は「時間があれば、岡本とも接見し、年末の挨拶をして、来年も頑張ろうと伝えよう」と考え、タクシーで大阪拘置所に向かっていたとき、原告小田の事務所職員から電話があり、岡本が執行されたことが伝えられた。

死刑執行の実態がどのようなものか、明らかにするには最適な事件であり、原告らが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という）に基づき公開請求をしたのである。

3 原告らの情報公開請求

(1) 法務大臣に対して

原告らは、2023年（令和5年）6月28日付で、法務大臣に対し、以下の文書を開示するよう請求した。

- ① 川中の執行（甲A1-1-1）
- ② 永山の執行（甲A1-2-1）
- ③ 藤波の執行（甲A1-3-1）
- ④ 久間の執行（甲A1-4-1）
- ⑤ 松本の執行（甲A1-5-1、2）
- ⑥ 岡本の執行（甲A1-6-1、2）

の各死刑執行に関する以下の文書（いずれも添付書類を含む）

- 1 死刑執行上申書
- 2 死刑執行に関する決裁文書
- 3 死刑執行命令書

4 死刑執行報告書

5 1の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

6 2の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

7 3の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

(2) 東京矯正管区長に対して

原告らは、2023年（令和5年）6月28日付で、東京矯正管区長に対し、以下の文書を開示するよう請求した。

- ② 永山の執行（甲A2-1-1）
- ③ 藤波の執行（甲A2-2-1）
- ⑤ 松本の執行（甲A2-3-1、2）

に関して

1 死刑執行指揮書

2 死刑執行速報

3 1の文書を受けて、東京矯正管区ないし東京拘置所内で作成された稟議書、東京矯正管区ないし東京拘置所内で行った会議の議事録、または、東京矯正管区ないし東京拘置所内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

(3) 大阪矯正管区長に対して

原告らは、2023年（令和5年）6月28日付で、大阪矯正管区長に対し、以下の文書を開示するよう請求した。

- ① 川中の執行（甲A3-1）
- ⑥ 岡本の執行（甲A3-2-1、2）

に関して

1 死刑執行指揮書

2 死刑執行速報

3 1の文書を受けて、大阪矯正管区ないし大阪拘置所内で作成された稟議書、大阪矯正管区ないし大阪拘置所内で行った会議の議事録、または、大阪矯正管区ないし大阪拘置所内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

(4) 福岡矯正管区長に対して

原告らは、2023年（令和5年）6月28日付で、福岡矯正管区長に対し、以下の文書を開示するよう請求した。

- ④ 久間の執行

に関して（甲A4-1、2）

- 1 死刑執行指揮書
- 2 死刑執行速報
- 3 1の文書を受けて、福岡矯正管区ないし福岡拘置所内で作成された稟議書、福岡矯正管区ないし福岡拘置所内で行った会議の議事録、または、福岡矯正管区ないし福岡拘置所内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

4 処分庁の処分

(1) 法務大臣

ア 法務大臣は、2023年（令和5年）8月3日付で

⑤ 松本

⑥ 岡本

の請求文書について開示（一部）決定をした（同年8月7日送達）（甲A1-5-2 甲A1-6-2）。

イ 法務大臣は、2023年（令和5年）8月10日付で

① 川中

② 永山

③ 藤波

の請求文書のすべてにつき不開示の決定をした（同年8月14日送達）（甲A1-1-2、甲A1-2-2、甲A1-3-2）。

ウ 法務大臣は、2023年（令和5年）8月25日付で

④ 久間

の請求文書について開示（一部）決定をした（同年8月30日送達）（甲A1-4-2）。

エ さらに、法務大臣は、2023年（令和5年）9月4日付で

⑤ 松本

⑥ 岡本

の請求文書について開示（一部）決定をした（同年9月7日送達）（甲A1-5-3 甲A1-6-3）。

(2) 東京矯正管区長

ア 東京矯正管区長は、2023年（令和5年）7月31日付で

② 永山

③ 藤波

の請求文書のすべてにつき不開示の決定をした（同年同月8月2日送達）（甲A2-1-2 甲A2-2-2）。

イ 東京矯正管区長は、2023年（令和5年）9月1日付で

⑤ 松本

の請求文書について開示（一部）決定をした（同年9月4日送達）（甲A2-3-2）。

(3) 大阪矯正管区長

ア 大阪矯正管区長は、2023年（令和5年）7月25日付で

① 川中

の請求文書のすべてにつき不開示の決定をした（同年同月7月26日送達）（甲A3-1-2）。

イ 大阪矯正管区長は、2023年（令和5年）8月25日付で

⑥ 岡本

の請求文書について開示（一部）決定をした（同年8月28日送達）（甲A3-2-3）。

(4) 福岡矯正管区長

ア 福岡矯正管区長は2023年（令和5年）8月8日付で

④ 久間の

(1) 死刑執行速報

(2) 「死刑執行指揮書」を受けて、福岡矯正管区ないし福岡拘置所内で作成された稟議書、福岡矯正管区ないし福岡拘置所内で行った会議の議事録、または、福岡矯正管区ないし福岡拘置所内での検討内容等を記載した報告書について不開示の決定をした（同年8月14日送達）。

イ 福岡矯正管区長は2023年（令和5年）8月8日付で

④ 久間

の死刑執行指揮書について開示（一部）決定をした（同年8月14日送達）（甲A4-1-3）。

(5) しかしながら、川中、永山及び藤波についての不開示決定はすべて取り消されるべきであり、久間、松本及び岡本について、不開示とされたもののうち、別紙文書目録第2記載の部分はすべて取り消されるべきであり、公開されなければならない。

第7 原告らの請求権

1 死刑執行が適法・適正になされたかの情報を得る権利

死刑執行は、死刑という人間の生命を国家が奪う刑罰を執行することである。

人間の生命は、憲法においても13条で最大の尊重を保障されている。

それを奪う手続は、適法、適正になされるべきである（憲法31条 最高裁昭和23年3月12日大法廷判決）。

そして、それが適法、適正になられたかが確認できなければ意味がない。

原告らは、研究者兼弁護士として、またジャーナリストとして、アメリカの死刑存置州と同様に、死刑執行の実態を見極め、市民に知らせる権利がある。

2 死刑（絞首刑）を時代と環境の中で検証する（問い直す）権利

また、最高裁大法廷判決においても、絞首刑が「その執行の方法がその時代と環境において人道上の見地から一般に残虐性を有すると認められる場合」には、憲法36条違

反となるというのであるから、その実態を明らかにして、時代と環境の中で問い直す必要がある。

原告らは、死刑執行の実態を明らかにして、市民とともに、検証する権利がある。

3 市民が死刑の実態を知る権利

市民には死刑の実態を「知る権利」がある。原告らはこれを行行使している。

(1) 裁判員裁判の参加のために

日本では2009年（平成21年）5月から市民が裁判員として刑事裁判に関与する「裁判員制度」が実施されている。裁判員裁判には、死刑の適否が問題となる事案も含まれる。このような事案について、市民が事実認定や量刑判断に関わることとなる。しかし、死刑確定者がどのような処遇を受け、どのように死刑が執行されていくのか等について、ほとんどの情報が与えられていない中では、死刑判決に至る審理や評議が適切になされたか疑問が残るところである。実際、2014年2月、死刑判決に関わった者を含む、裁判員経験者20名が法務大臣に対し、死刑の執行停止と情報公開の徹底を求める要請書を提出した。

(2) 死刑制度について正確に判断するために

法務省が死刑（絞首刑）制度を存置する有力な根拠とする内閣府の世論調査の対象は一般市民である。日本の死刑制度を検討するためには、現状の死刑（絞首刑）についての正確な知識と理解が欠かせない。

アメリカの死刑存置州と異なり、死刑執行が公開されていない日本では、市民が死刑（絞首刑）の実態を知らなければならない。

すべての市民がこれらの権利を行行使できないので、アメリカの死刑存置州と同様に原告らが代表として権利行使をしている。

4 アメリカでの情報公開の権利

このような、原告らの権利を裏付けるものとして、アメリカの死刑執行の公開がある。

(1) アメリカの存置州での死刑執行の公開

アメリカの存置州では、前記のとおり、執行方法について立法化され、死刑執行についての情報を得る権利が制度的に保障されている。

検察官、裁判所、弁護士など関係者以外に、死刑確定者の家族・友人、被害者家族、市民の代表、メディア、教誨師、医師など立会人が法定されている。これは、死刑執行が適法、適正になされたことを監視するための制度的保障なのである。ここには、執行をする側だけに委ねるのではなく、第三者的立場の監視が必要ということである。

(2) アメリカでの制度的保障の基本にあるもの（手続の監視）

笹倉香奈教授の回答書（甲C2-2）によれば、
アメリカにおいても

「死刑執行は、アメリカ合衆国の死刑存置州においても、死刑という人間の命を国家が奪う刑の執行である。国家あるいは州が死刑確定者の命を奪う手続は適法にな

されることはもちろん、適正になされるべきであるし、適法になされていること、適正になされていることが確認できなければならない。

歴史的に、イギリスのコモンローの慣習を受け継いだアメリカでは、死刑の執行は建国当時以降公開されていた。その後1835年まで執行の公開は続いた。この段階で死刑執行が非公開とされたのは、パターンリズムの観点と、当時強力に主張された死刑廃止論の影響であり、死刑確定者をさらし者にしてはならないという観点と、その尊厳を保護する観点によるものであった。他方で、市民やメディアへの公開について主張する声が高まり、その後、特定の立場の人びとに対して執行が公開されることとなったのは、上述・・・のとおりである。

多くの州では、市民の代表、死刑確定者の親族、被害者の関係者、保安官、ジャーナリストなどが、死刑執行の場に立ち会うことができる。それは、矯正局により執行が適法・適正になされたかを、執行の場で確認するためという趣旨がある。カリフォルニア州の *Cal. First Amendment Coal. v. Woodford*, 299 F.3d 868, 875 (9th Cir. 2002)、ペンシルバニア州の *Phila. Inquirer v. Wetzel*, 906 F. Supp. 2d 362, 373 (M.D. Pa. 2012)などの事件においては、合衆国憲法修正1条により、執行そのものだけではなく、死刑執行にかかわるすべてのフェーズについて市民のアクセス権が認められるとの、踏み込んだ判断を行っている。」（15頁）

さらに、裁判所は踏み込んだ判断をしている。

「ペンシルバニア州の事件では、裁判所は「ペンシルバニア州の手続や運用に対してアクセスを全面的に認めることは、発展する憲法的基準に州の手続が適合しているのかという判断をより深化させるために必要である」と述べた。

カリフォルニア州およびペンシルバニア州いずれの裁判所も、執行手続のすべてに市民のアクセスを認めることは、死刑制度の適正な機能のために重要な役割を果たすと述べている。そのうえで、市民のアクセス権の意味について①薬物注射による死刑執行が「社会の成熟度を示す品性という発展的な基準」に適合するかを判断するために資すること、②薬物注射が公正にかつ人道的に執行されているかを市民が判断する際、その事実認定の質保証を行い、廉潔性を確保すること、③市民のアクセスを認めることが、手続の公正さの外見を保障すること、それによって司法制度に対する信頼を確保することができることを指摘した。」（15頁）。

5 日本における制度的保障

日本では、死刑執行について市民やマスコミの立会いは認められていない。死刑確定者の親族や被害者ですら認められない。その代わりに、刑訴法478条は、「死刑の執行に立ち会った検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者ととともに、これに署名押印しなければならない。」と定め、死刑始末書等の作成が義務付けられている。

死刑執行が適法かつ適正になされているかを保障するのは、これらの法で定める文書とその記載内容なのである。

そうであれば、死刑執行の主体であり、その結果を作成すべき義務を有する被告国は、これを公開すべき義務がある。

したがって、被告国には、死刑執行の状況を明らかにする制度的保障が上記の情報開示対象の文書である以上、市民に対しこれを明らかにする義務がある。

第8 不開示の理由

1 川中、永山及び藤波の死刑執行にかかる文書の不開示理由

(1) 大阪矯正管区長・東京矯正管区長の理由（甲A3-1-2、甲A2-1-2、甲A2-2-2）

これらの文書についての不開示の理由は以下のとおりである。

開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実の有無という、甲5条第1号本文に規定される個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じることから、法8条の規定により不開示とした。

(2) 法務大臣の理由（甲A1-1-2、甲A1-2-2、甲A1-3-2）

行政文書の存否を答えることにより、特定の死刑確定者に係るその執行状況に関する情報が明らかになり、甲5条第1号所定の個人に関する情報が開示されることと同様の結果を生じることに加え、死刑の執行に関する情報が明らかになり、同条4号所定の公にすることにより刑の執行その他公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがあると認められることに相当の理由がある情報が開示されることと同様の結果を生じることから、法8条の規定により不開示とした。

2 久間、松本及び岡本の死刑執行にかかる文書の不開示理由

(1) 法務大臣の記録一部不開示の理由（甲A1-4-2、甲A1-5-3、甲A1-6-3）

これらの3名の記録一部不開示の理由は以下のとおりである。

特定の死刑確定者に係りその執行状況に関する情報が記録されており、法5条第1号に該当することに加え、死刑の執行に関する情報が記載されており、法5条4号に該当するため。

(2) 福岡矯正管区の久間の死刑執行にかかる文書の一部不開示の理由（甲A3-2-3）

死刑執行指揮書（1の文書）についての一部不開示の理由は以下のとおりである。

上記1の文書には、被執行者に対する死刑執行の参考となる裁判経過等の個人に関する情報が記録されているところ、当該情報は個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第1号に規定される不開示情報に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

(なお、(1)の執行指揮者、文書取扱者の情報、(3)の矯正施設の職員の情報、(4)の判決謄本については、開示を求めるものではないので、省略した。)

(3) 東京矯正管区長の松本に関する記録一部不開示の理由 (甲A2-3-2)

死刑執行指揮書(1)の文書

死刑執行速報(2)の文書

死刑執行速報(追報)(3)の文書

(4) 上記(2)(3)の行政文書には、執行時間、執行状況、被執行者の刑に対する情、遺言等及び遺体の処置など死刑執行に係る具体的な情報が記録されているところ、当該情報は、公にすることにより、被収容者の身柄の確保や矯正施設の警備に支障を生じ、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条第4号に規定される不開示情報に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

(なお、(1)(2)(3)の文書の執行指揮者、文書取扱者の情報、特定刑事施設の職員の情報については、開示を求めるものではないので、省略した。)

(5) 大阪矯正管区長の岡本に関する記録一部不開示の理由 (甲A3-2-3)

死刑執行指揮書(1)の文書

死刑執行速報(2)アの文書

死刑執行速報(追報告)(2)イの文書

死刑執行速報(追報告)(2)ウの文書

(2) 上記(1)の文書には、被執行者に対する死刑執行の参考となる裁判経過等の個人に関する情報が記録されており、当該情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、法第5条第1号に規定される不開示情報に該当することから、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

(6) 上記(2)の行政文書には、執行時間、執行状況、被執行者の刑に対する情、遺言等及び遺体の処置など死刑執行に係る具体的な情報が記録されているところ、これらを公にすることにより、被収容者の身柄の確保や矯正施設の警備に支障を生じ、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じ、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条第4号に規定される不開示情報に該当することから、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

(なお、(1)の文書の執行指揮者、(2)の文書取扱者の情報、特定刑事施設の職員の情報、判決謄本については、開示を求めるものではないので、省略した。)

第9 不開示の理由がないこと

1 川中、永山及び藤波の死刑執行にかかる文書について不開示理由がないこと

(1) 特定の死刑確定者に係るその執行状況に関する情報は公知となっている。

死刑執行の情報は、執行後すぐに明らかになっている。これらの者が、どのような罪で、死刑確定者として、どこに拘置所に収容されていたか、いつ執行されたかという事実は以下のとおり公知の事実となっている。

① 川中の場合

川中は1993年3月26日大阪拘置所で執行されたが、その翌日同月27日の日刊紙夕刊（毎日新聞・朝日新聞 甲E1—1～2）で、氏名を明らかにして死刑執行の事実（執行場所である大阪拘置所）どのような犯罪で死刑確定したかなどが明らかにされている。

そのため、再審弁護人中道武美により、「1987年4月17日の当時から彼の異常さに気付く。「隣房の人の声で眠れない。食欲もない」と頻りに訴える。彼の異常さは明らかで、大阪拘置所は、既に大阪高裁で審理中の1982年1月14日に外部の精神科医に診察を受けさせていた。そして、「幻覚妄想状態（精神分裂症の疑い）」で6ヶ月の間隔で定期的に精神科医に診察させていた。・・・その後も彼は益々「電波探知機により電波やコンピューターがあつて自分の考えが分かってしまう」とか「与太郎と飼い犬」の奇妙奇天烈な内容の手紙を処刑されるまで送り続けてくる。」と報告している（甲E1—3 72頁）。そして川中の最後の手紙が掲載されている（甲E1—3 73頁）。

つまり、川中は死刑執行時に精神分裂症の疑いが濃厚であり、心神喪失ではないかという大きな問題があり、執行ができない可能性が強かったことが明らかとなった。

② 永山の場合

永山は1997年8月1日東京拘置所で執行されたが、その翌日同年8月2日の日刊紙朝刊（毎日新聞・朝日新聞 甲E2の1～5）で、氏名を明らかにして死刑執行の事実（執行場所である東京拘置所）どのような犯罪で死刑確定したかなどが明らかにされている。

③ 藤波の場合

藤波は2006年12月25日東京拘置所で執行されたが、その日の夕刊（毎日新聞 甲E3—1）で、氏名を明らかにして死刑執行の事実（執行場所である東京拘置所）どのような犯罪で死刑確定したかなどが明らかにされている。

また、執行の状況については、青木理の「絞首刑」（甲D5 第2章60頁から89頁）において、以下のように詳細に記載されている。

二〇〇六年一月二十五日の朝、藤波は執行を告げられて独房から連れ出されると、刑務官の押す車椅子に座り、刑場へと向かった。東京拘置所内の白く細長い無機質な廊下とエレベーターを経て、薄いベージュ色のカーペットが敷き詰められた刑場脇の部屋に入ってきた際も、車椅子に乗せられたままの姿だった。

死刑執行を宣告された藤波はしかし、世話になった拘置所職員への感謝の言葉を繰り返すだけで、執行に抵抗する様子も暴れたりする気配も、まったく見せなかった。もとより歩くことも立つこともできぬ車椅子の老囚に、暴れたり抵抗したりすることなどできるはずもなかったろう。

刑務官の押す車椅子に座ったまま鉄製の扉を通して刑場脇の部屋に入ってきた藤波を前に、長く教誨を担当してきた老齢の牧師が最後の祈りと賛美歌を捧げ、手を

握って長年の労をねぎらった。執行直前の簡素な儀式だったが、熱心なクリスチャンになって牧師に信頼を寄せていた藤波は、目にうっすらと涙を浮かべ、その祈りを賛美歌にじっと聞き入っていた。

だが、最後の祈りのために許された時間はわずか数分ほどに過ぎなかった。儀式が終わると、執行担当の刑務官らによって直ちに処刑の準備が開始された。

車椅子に座ったままの藤波の顔を白い布で覆い、後頭部で布の端を結んで目隠しをする。両腕には、別の刑務官が素早く手錠をかける。その直後、さらに別の刑務官によって刑場へとつながる巨大なアコーディオン・カーテンが左右に開かれる。車椅子に座っていることを除けば、他の死刑囚に行われるのとまったく同じ手順だった。

アコーディオン・カーテンが開かれ、見通せるようになった先には、中央に白いロープが真っすぐに垂れ下がった刑場が出現していた。しかし、すでに目隠しを施されていた藤波にそれを見ることはできない。あとは刑務官に促され、刑場中央にある一メートル四方の執行台へと向かうだけだった。

藤波のいる刑場脇の部屋から執行台までは数メートルほどの距離がある。ところが藤波は、自力でそこに向かうことはおろか、車椅子から立ち上がることもできない。

従って藤波の車椅子は刑務官によって再び押され、執行台脇まで近づけられると、二人の刑務官が両脇を抱えて藤波の身体を無理矢理に立たせた。そこから執行台までのわずかな距離を、老いと病に蝕まれた藤波の身体は抵抗もできないまま刑務官によって運ばれていった。自らの意思で動かすことのできない両足を、ズルズルと引きずりながら……。

首に太いロープをかけられても、藤波は自力で身体を支えることができない。執行台の床が開く前の段階で、すでに首を吊ったも同然の状態だったろう。それでも合図とともに執行ボタンは押され、足元の床が「バタンッ！」という激しい音とともに開くと、藤波は叫び声を上げることもなく地階へと落ちて行った。

藤波に対する死刑執行から約一時間後――。

東京拘置所内の刑場とは廊下を挟んで反対側に幾つか並ぶ小さな部屋の一つに、拘置所の幹部や執行に関わった刑務官、立ち会った教誨師ら二十人近くが集まっていた。室内には花が飾られ、中央には藤波の遺体の納められた棺が安置されていた。「棺前教誨」と呼ばれる儀式を行うためだった。

刑場のある拘置所によって、あるいは執行の時期や死刑囚の事情などによっても形式には違いがあり、実際には行われないケースもあるようだが、「棺前教誨」とはつまり、執行に関わった人々が死刑囚を弔うために行う簡素な“葬儀”である。強制的に人命を奪う刑罰に立ち会った刑務官たちの心の動揺を慰める目的もあるのだろう。所要時間は大抵三十分ほどだという。教誨師の僧侶や牧師から短い訓話があり、参加者の全員が死刑囚の冥福を祈って儀式は終わる。

だが、藤波の遺体を納めた棺を囲んでの儀式は、いつにも増して沈鬱なムードに

包まれていた。キリスト教に最後の救いを求めた車椅子の老囚を、しかもクリスマスの当日に処刑しなければならなかったことへの当惑と懐疑のためだったのだろうか、参加者の全員が心に重い鉛のようなものを抱えているかのような表情を浮かべていた。誰ともなく、こんな会話も交わされたと拘置所当局者が打ち明けてくれた。

「なかなか立派なクリスチャンだったよな」

「ああ……」(甲D5 77～80頁)

ここまで明らかになっている。

(2) これらの死刑確定者の執行を非公開にすることは他の死刑確定者の情報公開と均衡を失する

これら3名のうち、①川中及び②永山にかかる文書は、年度ごとに作成される統計資料により、死刑執行数のみが公表され、個別の死刑執行の事実については公式には明らかにしないという運用がなされていた時代(1998年11月の執行前まで)のものである。③藤波にかかる文書は、執行当日に死刑執行の事実及び被執行者数だけを公表する運用がなされていた時代(1998年11月の執行から2007年12月の執行前まで)のものである。

2007年12月の執行以降は、執行当日に被執行者の氏名、生年月日、執行場所及び執行の原因となった犯罪事実を公表する運用に変化しており、④久間 ⑤麻原及び⑥岡本の各執行は、記録内容の不開示部分はあるものの、「法5条第1号本文に規定される個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じることから、法8条の規定により不開示」とはされていない。①②③にかかる文書も、④⑤⑥にかかる文書も、いずれも同じ死刑確定者の死刑執行にかかる文書であり、変わるものではない。①②③にかかる文書のみ、「法5条第1号本文そして法8条の規定」を適用することには理由がない。

2 久間、松本及び岡本の死刑執行にかかる文書について一部不開示の理由がないこと

(1) 問題となる行政文書

久間、松本及び岡本の記録のうち、本件で不開示決定の違法性が問題となる行政文書は、主として、

ア 「死刑執行速報」のうち、執行開始時間及び執行終了(死亡確認)時間、執行状況、本人の刑に対する心情、遺言等、遺体の処置の部分等

イ 死刑執行報告書に添付された「死刑執行始末書」のうち、執行経過にかかる部分

である(以下「本件行政文書」という)。

(2) 個人識別情報(法5条1号)該当性について

ア 処分庁の主張

本件行政文書を不開示とした理由について、法務大臣は、「特定の死刑確定者に係るその執行状況に関する情報が記録されており、法第5条第1号に該当す

る」と主張する。また、各矯正管区長は、「当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第1号に規定される不開示情報に該当する」と主張する。

イ 法5条1号ただし書きイ該当性

仮に、法5条1号の個人識別情報に該当する場合であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示されなければならないとされる（同号ただし書きイ）。

前記のとおり、死刑執行は、法に基づき適正、適法に実施されるべき義務がある（憲法31条）。最高裁昭和23年3月12日大法廷判決もこれを認めている。そうだとすれば、憲法31条により、死刑執行が適法、適正になられているかどうかは、執行する国（法務省）において、「公にすることが予定されている情報」に該当する。

ウ 法5条1号ただし書きロ該当性

さらに、仮に、法5条1号の個人識別情報に該当する場合であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」も開示されなければならないとされる（同号ただし書きロ）。

かかる情報については、個人のプライバシーに関わる場合であっても、国民の生命、健康、財産を保護するために公開が必要なときには、比較衡量の上で公開されることとなる。

死刑は、わが国の刑法典での最高刑であり、その内容は生命を剥奪するという究極の刑罰であるから、当然ながら、刑事裁判において、無辜の者を誤って死刑にすることがあってはならないだけでなく、死刑確定者に対する執行が適正な手続によってなされることが必要である。

死刑は「絞首して執行する」とされ（刑法11条1項）、死刑を執行するときは、絞首された者の死亡を確認してから5分を経過した後に絞縄を解くものとされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律179条）。そして、憲法36条は残虐な刑罰を絶体的に禁止し、さらに、刑事訴訟法479条1項では「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する」とされている。

しかし、具体的な執行状況についての情報が開示されない現状では、前記の法令の規定に従った執行がなされているのか、とりわけ、死刑が残虐な刑罰に当たるのかどうか、あるいは、被執行者が心神喪失の状態にあったのかどうか等を検証することができない。

仮に、憲法の規定や法律の定めに違反して死刑が執行されているとすれば、国民の生命が不当に侵害される状態となっているのであるから、人の生命を保護するためには、具体的な死刑の執行状況を公にして、憲法の規定や法律の定めに則った執

行がなされていることを確認する必要がある。

一方、具体的な死刑の執行状況にかかる事実が開示された場合、被執行者のプライバシーに関わる情報も公にされることとなるが、被執行者が過去に重大な事件について死刑判決を受けたことや、その執行がなされたということは、いずれも各種メディアにおいて大きく報道された、周知の事実であるし、上記情報が開示されるときには、被執行者自身はすでに執行の結果、死亡していること、さらに、政府は死刑の執行状況について、まったく情報を開示しないという態度で一貫していることから、本件行政文書の記載が死刑の執行状況を明らかにする唯一の情報であること等からすれば、本件行政文書を公開する必要性はきわめて大きい。

よって、本件行政文書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示されなければならない。

(3) 公安情報（法5条4号）該当性について

ア 処分庁の主張

本件行政文書を不開示とした理由について、法務大臣は、「死刑の執行に関する情報が記録されており、法第5条第4号に該当する」、「当該情報は、公にすることにより、被収容者の身柄の確保や矯正施設の警備に支障を生じ、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、同条第4号に規定される不開示情報に該当する」と主張し、また、各矯正管区長は、「当該情報は、公にすることにより、被収容者の身柄の確保や矯正施設の警備に支障を生じ、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に規定される不開示情報に該当する」と主張する。

イ 法5条4号該当性

法5条4号では、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」は不開示情報になるとされている。

そもそも、情報公開法は、国民主権の理念に則り、行政文書の開示請求を認めることにより行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の国民に対する説明責任を全うし、民主的な行政を推進することを目的としており（法1条）、法5条本文が行政文書の原則開示を義務づけていることに鑑みれば、例外事由である法5条4号は、濫用されてはならず、厳格に解釈されなければならない。

すなわち、同号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な危険が高度の蓋然性をもって生じる場合か、あるいは少なくとも「合理的に予測できる」場合に限ると解される。本件では、前記の処分庁の主張は、いずれも抽象的なものにとどまり、どのような「支障を及ぼすおそれ」があるというのか、そして、それらが高度の蓋然性があるのか等はまったく判然としない。

ロ 我が国では「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」の例はない

なお、かつての裁判例で、「死刑執行速報」のうち、執行状況等を不開示とした処分について、その不開示部分の法5条4号該当性に関し、東京地判平成20年3月28日（甲F1）がある。

裁判所は

「イ 法5条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報とする旨規定しているところ、これは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性があることから、裁判所としても行政機関の長の第一次的判断を尊重すべきであるとした趣旨であると解されるのであり、裁判所は、同号に規定する情報に当たるかどうかについて行った行政庁の判断について、その判断に「相当の理由がある」か否か、すなわち、その判断が、合理性を持つ判断として許容される範囲内のものであるか否かについて審理・判断すべきである。」（甲F1）と判示している。

ハ 被告主張は抽象論にすぎない

本件でも被告がこれを援用する可能性があると思われるので、あらかじめ反論しておく。

同裁判所が認定した「刑の執行に支障を生じさせるおそれ」は観念的なものにすぎず、具体的な危険が高度の蓋然性をもって生じるというものではない。これまで100年以上のわが国での死刑執行の際に上記のような「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある事態が発生したこと」、また「自殺、自傷行為、逃走」といった事象が生じたことはない。

もし、被告が上記裁判例を援用するなら、この100年で1000件以上の執行をしているのであるから、具体的事例を明示できるはずであろう。それゆえ、具体的に事例を明示されたい。

ニ 死刑執行情報が広く公開されているアメリカとの対比

さらに、上記裁判所の認定は、アメリカでの事実をもって否定される。

アメリカでは死刑執行は公開されている。立ち会った人は、なんらこれを秘密にする義務はない。

このようなアメリカでは、公開によって「刑の執行に支障を生じさせるおそれ」があった報告はない。

① アメリカの治安の悪さと、それでも刑の執行に支障を生じさせるおそれのないこと

しかも、アメリカの治安環境は日本と比べようがないくらい悪いのである。

アメリカは、銃規制がされておらず、誰でも銃を所持できる。

2016年の研究によれば、1966年から2012年にかけて起きた世界の銃乱射事件の約3分の1がアメリカでおこっている（甲F3）。

最近での銃による大量殺人は、

死者49人 2016年6月12日 フロリダ州オーランド（ナイトクラブ）
 死者32人 2007年4月16日 バージニア州ブラックスバーグ（大学）
 死者27人 2012年12月14日 コネティカット州ニュータウン（小学校）
 死者23人 1991年10月16日 テキサス州キリーン（カフェテリア）
 死者21人 1984年7月18日 カリフォルニア州サンイシドロ（マクドナルド）

死者18人 1966年8月1日 テキサス州オースティン（大学）
 死者14人 2015年12月2日 カリフォルニア州サンバーナディオ（イングランド・rージョナル・センター）

死者14人 1986年8月20日 オクラホマ州エドモンド（郵便局）
 など、死者が二桁を数える銃による大量殺人事件が発生している。

また、その犯罪件数と犯罪率は、日本と比較すると以下のとおりで、桁違いに多いのである（甲F2）。

	発生件数		発生率（10万人当）	
	日本	アメリカ	日本	アメリカ
2015年	363	15,883	0.3	4.9
2016年	362	17,413	0.3	5.4
2017年	306	17,294	0.2	5.3
2018年	334	16,374	0.3	5.0
2019年	319	16,669	0.3	5.1

	発生件数		発生率	
	日本	アメリカ	日本	アメリカ
2015年	2,426	328,100	1.9	102.3
2016年	2,332	332,800	1.8	103.0
2017年	1,852	330,600	1.5	98.6
2018年	1,787	281,300	1.4	86.0
2019年	1,511	268,000	1.2	81.4

アメリカでは、殺人の発生件数は1万5000件をこえているが日本では300件台と二桁もの違いがあり、発生率（10万人当たり）も0.2から0.3で推移している日本に対し、アメリカは100から80と桁違いの多さである。

このような治安の悪いアメリカで、刑務所での死刑執行の予定日時、そして死刑執行場の場所や構造までが明らかとされているにもかかわらず、死刑確定者の奪取や執行の妨害などの報告はないのである。

アメリカでは、「犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性がある」という死刑執行自体が公開されており、「犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」で非公開などとはされていないのである。

② 死刑確定者の心情が安定しないか

上記裁判所は

「ウ そして、死刑確定者は、法務大臣の命令があればすぐにでも死刑の執行を受ける立場にあり、それまでの間、死と直面した極限的な精神状態に置かれるため、些細なことでも大きな精神的動揺や苦悩を感じる状況にあると解されるところ、自らがいずれ死刑の執行をされるその態様や、縊死に至る経過等を具体的に知悉することにより、もはや精神的安定を保つことができず、自殺、自傷行為を図ったり、逃走することを試みたりするなど、死刑の執行を不能にさせ、あるいは遅延させるなど、刑の執行に支障を生じさせるおそれがあると認められる。」


と判旨する。つまり死刑確定者が死刑情報の公開で「自傷他害や逃走を図るなど、死刑執行に支障を生じさせる」リスクがあるというのである。

しかしながら、これも抽象論にすぎず、事実反する。

大量の死刑確定者を抱え大量の死刑執行がなされているアメリカでは、このようなリスクを示す事例の報告はない。日本と同じ「死刑制度」をかかえ、2022年1月1日現在で2,436人も多数の死刑確定者が存在している（日本の約20倍）のがアメリカ（存置州）である。

アメリカでの1976年から2022年までの死刑執行の状況は、以下のとおりである（死刑情報センター調査 甲C1）。

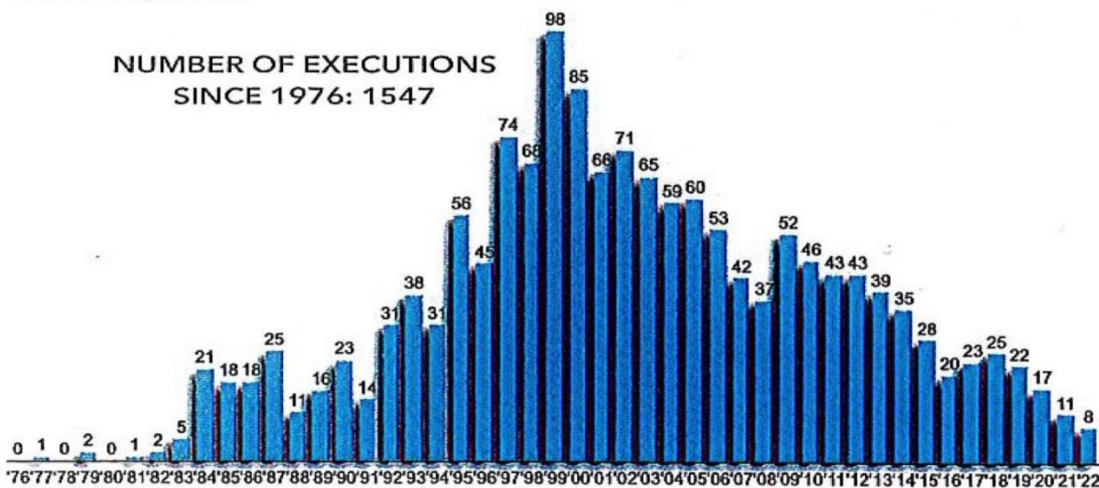
アメリカ合衆国の死刑確定者の執行数



DEATH PENALTY INFORMATION CENTER
Facts about the Death Penalty

1701 K St. NW, Suite 205
Washington, DC 20006
www.deathpenaltyinfo.org
dpic@deathpenaltyinfo.org
@DPInfoCtr
facebook.com/DeathPenaltyInfo

Updated: July 29, 2022



この統計で分かるとおり、アメリカの30に上る存置州では、1976年から2022年7月まで（約46年間）で、1,547件という大量の死刑執行がなされてきた。これらの執行はすべて事前告知（執行の30日から90日前までには告知される）であり、その告知の上で、死刑執行が公開され、市民等の立会いが認められてきたのである。

ところが、これだけ多くの死刑を執行したアメリカから死刑執行の公開で、「死刑執行を公開したから、死刑確定者が心情の安定が損なわれ、自殺・自傷そして他害」をした事実は報告されていない。そんな事実の報告はないのである（もし、そのような事実があるなら、被告から提出されたい）。

上記判決の「そうすると、処分行政庁が、「死刑執行速報」に記録された②執行開始時分秒・執行終了時分秒、⑥執行状況（死刑確定者の絶命を確認した時刻等を含む執行状況の詳細）、⑦死刑確定者の刑に対する心情・遺言等、⑧遺体の処置、⑩執行に関する参考事項（死刑執行の直前・直後の状況等）を公にすることにより、犯罪の予防、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じさせるおそれがあると判断したことには、十分な合理性があると認められ、処分行政庁の当該判断には、法5条4号にいう「相当の理由がある」というべきである。」ということこそが抽象論にすぎないことがアメリカとの比較で明らかとなっている。

3 川中、永山及び藤波の執行記録も開示されるべきこと

川中、永山及び藤波の死刑執行にかかる文書についても、不開示決定が取り消された場合、久間、松本及び岡本の文書と同様に一部不開示になるおそれがある。

それゆえ、久間、松本及び岡本の一部開示記録と同様の争点であるから、原告らに開示されるべきである。なお、執行指揮者、文書取扱者の情報、（3）の矯正施設の職員の情報、（4）の判決謄本については、開示を求めるものではないことを付言しておく。

第10 開示決定の義務付けについて

情報公開法では、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求にかかる行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、原則として開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負う（法5条）。そうすると、行政機関の長が不開示の決定をした場合、裁判所での審理の結果、その決定が違法と認められたときには、裁判所は、当該不開示決定を取り消すだけでなく、行政機関の長に対し、開示決定をする旨を義務付けることができると解されなければならない。そうでなければ、裁判所が当該不開示決定を取り消しただけの場合、かつては行政機関の長が別の理由で再び開示を拒否する事例もあり、「このようなモグラたたきゲームが許されるようでは、情報公開は何の意味もない」（松井茂記著『情報公開法（第2版）』344p、有斐

閣) し、すみやかな情報公開のためには、裁判所が行政機関の長に対し、開示決定の義務付けをすることができる应考虑すべきである。実際、過去の裁判例において、例えば、新型コロナウイルス感染症対策の一環として配布された布製マスク（いわゆるアベノマスク）の単価金額及び数量等に関する情報が情報公開法5条2号イ及び5条6号ロ所定の不開示情報に該当しないと判示したうえで、行政機関の長に対して開示決定をするよう命じた大阪地方裁判所令和5年2月28日判決（裁判所ウェブサイトに掲載）などがある。

よって、本件においても、法務大臣及び各矯正管区長による不開示決定が違法である場合、当該決定を取り消すだけでなく、請求の趣旨に記載した範囲において、各行政文書の開示決定を命じる必要がある。

第11 まとめ

以上より、本件で法務大臣、東京矯正管区長及び大阪矯正管区長がした各不開示決定は違法であるから、請求の趣旨のとおり判決を求める。

(別紙)

文書目録第1

- 1 1993年3月26日、大阪拘置所において死刑が執行された川中鉄夫について、以下の文書（いずれも添付書類を含む）
 - (1) 死刑執行上申書
 - (2) 死刑執行に関する決裁文書
 - (3) 法務大臣が検察官に対して死刑執行を命令する文書
 - (4) 死刑執行報告書
 - (5) (1)の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）
 - (6) (2)の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）
 - (7) (3)の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

- 2 1993年3月26日、大阪拘置所において死刑が執行された川中鉄夫について、以下の文書（いずれも添付書類を含む）
 - (1) 死刑執行指揮書
 - (2) 死刑執行速報
 - (3) (1)の文書を受けて、大阪矯正管区ないし大阪拘置所内で作成された稟議書、大阪矯正管区ないし大阪拘置所内で行った会議の議事録、または、大阪矯正管区ないし大阪拘置所内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

- 3 1997年8月1日、東京拘置所において死刑が執行された永山則夫について、以下の文書（いずれも添付書類を含む）
 - (1) 死刑執行上申書
 - (2) 死刑執行に関する決裁文書
 - (3) 法務大臣が検察官に対して死刑執行を命令する文書
 - (4) 死刑執行報告書
 - (5) (1)の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）
 - (6) (2)の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行っ

た会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

- (7) (3) の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

4 1997年8月1日、東京拘置所において死刑が執行された永山則夫について、以下の文書（いずれも添付書類を含む）

- (1) 死刑執行指揮書
- (2) 死刑執行速報
- (3) (1) の文書を受けて、東京矯正管区ないし東京拘置所内で作成された稟議書、東京矯正管区ないし東京拘置所内で行った会議の議事録、または、東京矯正管区ないし東京拘置所内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

5 2006年12月25日、東京拘置所において死刑が執行された藤波芳夫について、以下の文書（いずれも添付書類を含む）

- (1) 死刑執行上申書
- (2) 死刑執行に関する決裁文書
- (3) 法務大臣が検察官に対して死刑執行を命令する文書
- (4) 死刑執行報告書
- (5) (1) の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）
- (6) (2) の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）
- (7) (3) の文書を発出するにあたって、法務省内で作成された稟議書、法務省内で行った会議の議事録、または、法務省内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

6 2006年12月25日、東京拘置所において死刑が執行された藤波芳夫について、以下の文書（いずれも添付書類を含む）

- (1) 死刑執行指揮書
- (2) 死刑執行速報
- (3) (1) の文書を受けて、東京矯正管区ないし東京拘置所内で作成された稟議書、東京矯正管区ないし東京拘置所内で行った会議の議事録、または、東京矯正管区ないし東京拘置所内での検討内容等を記載した報告書（複数あればすべて）

7 平成20年死刑に関する文書（ただし、久間三千年に係るもの）

- (1) 死刑執行上申書
- (2) 死刑執行について（決裁文書）
- (3) 死刑事件審査結果（執行相当）
- (4) 死刑執行命令書
- (5) 死刑執行報告書（「死刑執行終了について（報告）」）

8 2018年7月6日、東京拘置所において死刑が執行された麻原彰晃こと松本智津夫について、以下の文書

- (1) 平成30年7月6日付け東拘発第1890号「死刑執行速報」
- (2) 平成30年9月25日付け東拘発第2515号「死刑執行速報（追報）」

9 死刑に関する文書（平成30年度）（ただし、麻原彰晃こと松本智津夫に係るもの）

- (1) 死刑執行上申書
- (2) 死刑執行について（決裁文書）
- (3) 死刑事件審査結果（執行相当）
- (4) 死刑執行命令書
- (5) 死刑執行報告書

10 2018年7月6日、東京拘置所において死刑が執行された麻原彰晃こと松本智津夫について、以下の文書

- (1) 平成30年7月4日付「死刑執行指揮書」（東京拘置所保有）
- (2) 平成30年7月6日付け東拘発第1890号「死刑執行速報」（東京拘置所保有）
- (3) 平成30年9月25日付け東拘発第2515号「死刑執行速報（追報）」（東京拘置所保有）

11 2018年12月27日、大阪拘置所において死刑が執行された岡本啓三（旧姓「河村」）について、以下の文書

- (1) 平成30年12月27日付け大拘発第4号「死刑執行速報」
- (2) 平成30年12月28日付け大拘発第6号「死刑執行速報（追報告）」
- (3) 平成31年1月4日付け大拘発第2号「死刑執行速報（追報告）」

12 死刑に関する文書（平成30年度）（ただし、旧姓河村 岡本啓三に係るもの）

- (1) 死刑執行上申書
- (2) 死刑執行について（決裁文書）
- (3) 死刑事件審査結果（執行相当）
- (4) 死刑執行命令書
- (5) 死刑執行報告書

13 2018年12月27日、大阪拘置所において死刑が執行された岡本啓三（旧姓「河村」）について、以下の文書

- (1) 「死刑執行指揮書」（平成30年度 大阪拘置所）
- (2) 平成30年12月27日付け大拘発第4号「死刑執行速報」（平成30年度 大阪拘置所）
- (3) 平成30年12月28日付け大拘発第6号「死刑執行速報（追報告）」（平成30年度 大阪拘置所）
- (4) 平成31年1月4日付け大拘発第2号「死刑執行速報（追報告）」（平成30年度 大阪拘置所）

(別紙)

文書目録第2

- 1 1993年3月26日、大阪拘置所において死刑が執行された川中鉄夫について、以下の文書
 - (1) 死刑執行上申書(ただし、死刑確定者の職業、本籍、住居、移送の日、収容中の刑事施設、訴訟記録の冊数、捜査の端緒及び検挙されるに至った経緯を除く)
 - (2) 死刑執行について(決裁文書)(ただし、起案者の氏名、印影、連絡先(内線)、死刑確定者の本籍、犯罪事実の概要のうち、藤波芳夫以外の個人の氏名、法人名等の特定の個人を識別することのできる事項は除く)
 - (3) 死刑事件審査結果(執行相当)
 - (4) 死刑執行命令書
 - (5) 死刑執行報告書(ただし、被執行者の本籍、拘置所長以外の執行立会者の所属部署及び氏名は除く)
 - (6) 死刑執行速報(追報告を含む)(ただし、執行立会者の所属部署及び氏名、引取人の住所、氏名、遺留金品に係る状況は除く)

- 2 1993年3月26日、大阪拘置所において死刑が執行された川中鉄夫について、以下の文書
 - (1) 死刑執行指揮書(ただし、執行指揮者の氏名並びに印影、裁判経過等、取扱者又はその他の職員の印影を除く)
 - (2) 死刑執行速報(追報告を含む)(ただし、執行立会者の所属部署並びに氏名、引取人の住所、氏名、遺留金品に係る状況を除く)

- 3 1997年8月1日、東京拘置所において死刑が執行された永山則夫について、以下の文書
 - (1) 死刑執行上申書(ただし、死刑確定者の職業、本籍、住居、移送の日、収容中の刑事施設、訴訟記録の冊数、捜査の端緒及び検挙されるに至った経緯を除く)
 - (2) 死刑執行について(決裁文書)(ただし、起案者の氏名、印影、連絡先(内線)、死刑確定者の本籍、犯罪事実の概要のうち、永山則夫以外の個人の氏名、法人名等の特定の個人を識別することのできる事項は除く)
 - (3) 死刑事件審査結果(執行相当)
 - (4) 死刑執行命令書
 - (5) 死刑執行報告書(ただし、被執行者の本籍、拘置所長以外の執行立会者の所属部署及び氏名は除く)
 - (6) 死刑執行速報(追報告を含む)(ただし、執行立会者の所属部署及び氏名、引取人の住所、氏名、遺留金品に係る状況は除く)

- 4 1997年8月1日、東京拘置所において死刑が執行された永山則夫について、以下の文書
- (1) 死刑執行指揮書（ただし、執行指揮者の氏名並びに印影、裁判経過等、取扱者又はその他の職員の印影を除く）
 - (2) 死刑執行速報（追報告を含む）（ただし、執行立会者の所属部署並びに氏名、引取人の住所、氏名、遺留金品に係る状況を除く）
- 5 2006年12月25日、東京拘置所において死刑が執行された藤波芳夫について、以下の文書
- (1) 死刑執行上申書（ただし、死刑確定者の職業、本籍、住居、移送の日、収容中の刑事施設、訴訟記録の冊数、捜査の端緒及び検挙されるに至った経緯を除く）
 - (2) 死刑執行について（決裁文書）（ただし、起案者の氏名、印影、連絡先（内線）、死刑確定者の本籍、犯罪事実の概要のうち、藤波芳夫以外の個人の氏名、法人名等の特定の個人を識別することのできる事項は除く）
 - (3) 死刑事件審査結果（執行相当）
 - (4) 死刑執行命令書
 - (5) 死刑執行報告書（ただし、被執行者の本籍、拘置所長以外の執行立会者の所属部署及び氏名は除く）
 - (6) 死刑執行速報（追報告を含む）（ただし、執行立会者の所属部署及び氏名、引取人の住所、氏名、遺留金品に係る状況は除く）
- 6 2006年12月25日、東京拘置所において死刑が執行された藤波芳夫について、以下の文書
- (1) 死刑執行指揮書（ただし、執行指揮者の氏名並びに印影、裁判経過等、取扱者又はその他の職員の印影を除く）
 - (2) 死刑執行速報（追報告を含む）（ただし、執行立会者の所属部署並びに氏名、引取人の住所、氏名、遺留金品に係る状況を除く）
- 7 平成20年死刑に関する文書（ただし、久間三千年に係るもの）
- (1) 死刑執行について（決裁文書）のうち、1頁18行目（「・・・の死体を投げ捨てて遺棄した（死体遺棄）。」）より下の記述から9頁までの部分（ただし、久間三千年以外の個人の氏名、法人名等の特定の個人を識別することのできる事項は除く）
 - (2) 死刑執行報告書に添付された「死刑執行始末書」のうち、「別紙 執行経過」の部分
- 8 2018年7月6日、東京拘置所において死刑が執行された麻原彰晃こと松本智津夫について、以下の文書
- (1) 平成30年7月6日付け東拘発第1890号「死刑執行速報」のうち、執行開始時

間及び執行終了（死亡確認）時間、執行状況、本人の刑に対する心情、遺言等、遺体の処置の部分

(2) 平成30年9月25日付け東拘発第2515号「死刑執行速報（追報）」のうち、遺体の処置の部分

9 死刑に関する文書（平成30年度）（ただし、麻原彰晃こと松本智津夫に係るもの）

(1) 死刑執行について（決裁文書）のうち、7頁4行目（「・・・にとどまり、殺害の目的を遂げなかった。」）より下の記述から69頁まで及び69頁の次の頁から最終頁までの部分（ただし、麻原彰晃こと松本智津夫またはその共犯者以外の個人の氏名、法人名等の特定の個人を識別することのできる事項は除く）

(2) 死刑執行報告書に添付された「死刑執行始末書」のうち、「別紙 執行経過」の部分

10 2018年7月6日、東京拘置所において死刑が執行された麻原彰晃こと松本智津夫について、以下の文書

(1) 平成30年7月6日付け東拘発第1890号「死刑執行速報」（東京拘置所保有）のうち、執行開始時間及び執行終了（死亡確認）時間、執行状況、本人の刑に対する心情、遺言等、遺体の処置の部分

(2) 平成30年9月25日付け東拘発第2515号「死刑執行速報（追報）」（東京拘置所保有）のうち、遺体の処置の部分

11 2018年12月27日、大阪拘置所において死刑が執行された岡本啓三（旧姓「河村」）について、以下の文書

(1) 平成30年12月27日付け大拘発第4号「死刑執行速報」のうち、執行開始時間及び執行終了（死亡確認）時間、執行状況、本人の刑に対する心情、遺言等、遺体の処置の部分

(2) 平成30年12月28日付け大拘発第6号「死刑執行速報（追報告）」のうち、遺体の処置の部分

(3) 平成31年1月4日付け大拘発第2号「死刑執行速報（追報告）」のうち、遺体の処置、その他についての部分

12 死刑に関する文書（平成30年度）（ただし、旧姓河村 岡本啓三に係るもの）

(1) 死刑執行について（決裁文書）のうち、3頁13行目（「・・・前記拳銃用実包9発を所持した。」）より下の記述から21頁までの部分（ただし、岡本啓三またはその共犯者以外の個人の氏名、法人名等の特定の個人を識別することのできる事項は除く）

(2) 死刑執行報告書のうち、執行着手日時及び執行終了日時、死刑執行報告書に添付された「死刑執行始末書」のうち、「別紙」の部分

13 2018年12月27日、大阪拘置所において死刑が執行された岡本啓三（旧姓「河村」）について、以下の文書

- (1) 平成30年12月27日付け大拘発第4号「死刑執行速報」（平成30年度 大阪拘置所）のうち、執行開始時間及び執行終了時間、執行状況、本人の刑に対する心情、遺言等、遺体の処置の部分
- (2) 平成30年12月28日付け大拘発第6号「死刑執行速報（追報告）」（平成30年度 大阪拘置所）のうち、遺体の処置の部分
- (3) 平成31年1月4日付け大拘発第2号「死刑執行速報（追報告）」（平成30年度 大阪拘置所）のうち、遺体の処置、その他についての部分